

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年10月15日
【計算期間】	第12特定期間（第12期および第13期） （自 平成21年 1 月23日 至 平成21年 7 月23日）
【ファンド名】	ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 土岐 大介
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番 1 号 六本木ヒルズ森タワー
【事務連絡者氏名】	法務部 山崎 誠吾
【連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番 1 号 六本木ヒルズ森タワー
【電話番号】	03 - 6437 - 6000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、外国投資信託の受益証券および外国投資証券への投資を通じて、主として米国株式に投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

本ファンドは追加型投信／海外／株式です。詳しくは下記をご覧ください。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内 外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型 ()

(注) 本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変異型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル () 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミ リーファ ンド ファンド オブ ファンズ	あり () なし	日経225 TOPIX その他 ()	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型 絶対収益追求型 その他 ()

(注) 本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産（投資信託証券（株式））・・・目録見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に株式を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。

年2回・・・目録見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

北米・・・目録見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ・・・目録見書または投資信託約款において、投資信託証券などを投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし・・・目録見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

※商品分類および属性区分の定義に関しましては、社団法人 投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp>)に掲載されておりますので、ご覧ください。

委託会社は、受託銀行（後記「（２）ファンドの仕組み ２．ファンドの関係法人 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 c．受託会社」に定義します。以下同じ。）と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託銀行はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

<本ファンドのポイント>

・第12計算期間まで

個別銘柄の買い持ちと売り持ちを組み合わせたマーケット・ニュートラル運用により、市場動向全体の影響を受けない付加価値の獲得を目指します。

投資信託証券への投資を通じて、主として米国株式に投資します。

外貨建資産については100%為替円ヘッジを基本とし、為替変動リスクの低減を図ります。

ベンチマークである円短期金利（１ヵ月円LIBOR^{*}）を上回る収益を追求します。

設定・解約は月１回の特定日（原則として毎月20日）にのみ可能です。

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ形態で運用を行います。

* LIBORとは、London Inter-Bank Offered Rate（ロンドンのユーロ市場における銀行間出手金利）のことで、主に短期金利の指標として用いられています。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

・第13計算期間以降

投資信託証券への投資を通じて、主として米国株式に投資し、個別銘柄のロング(買い)・ポジションによる運用を行います。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドは、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが運用する外国投資信託および外国投資証券（以下、単に「投資信託証券」ということがあります。）のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。

組入れ投資信託証券	主な投資対象
米ドル建てアイルランド籍外国投資信託（契約型） ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド	・ 第12計算期間まで 米国株式 （マーケット・ニュートラル戦略） ・ 第13計算期間以降 米国株式 （ロング・ポジション運用）
米ドル建てアイルランド籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド インスティテューショナル・アキュムレーション・シェアクラス	米ドル建て短期金融市場

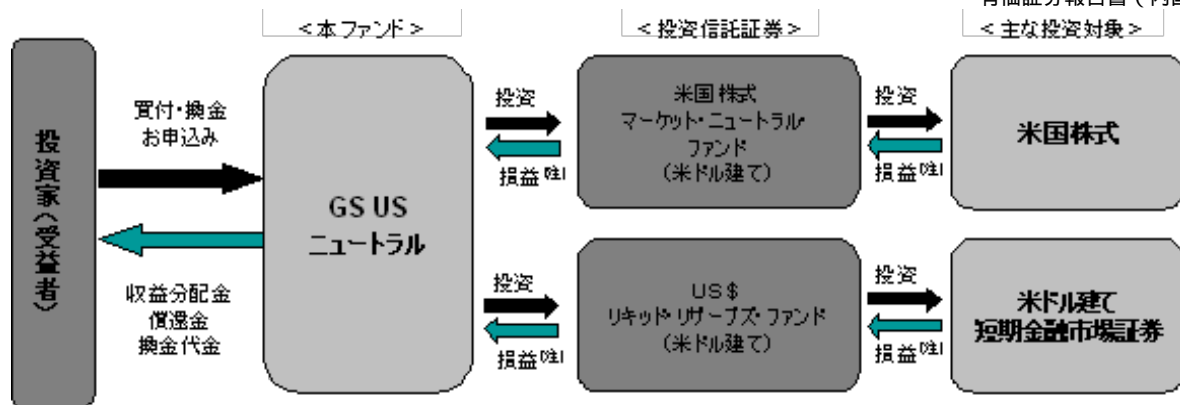
（２）【ファンドの仕組み】

１．ファンドの仕組み

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ形態で運用を行います。運用にあたっては、以下の投資信託証券に投資を行います。

- ・ ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド（以下「米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド」ということがあります。なお、AクラスおよびAクラスから派生するクラス証券を含みます。以下同じ。）
- ・ ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド インスティテューショナル・アキュムレーション・シェアクラス（以下「US\$リキッド・リザーブズ・ファンド」ということがあります。）

上記外国投資信託の受益証券および外国投資証券への投資比率には制限を設けません。



(注) 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

2. ファンドの関係法人

委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a. 委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といいます。）の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

b. 投資顧問会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（以下「GSAMニューヨーク」といいます。））

本ファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）に基づき、委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受けています。

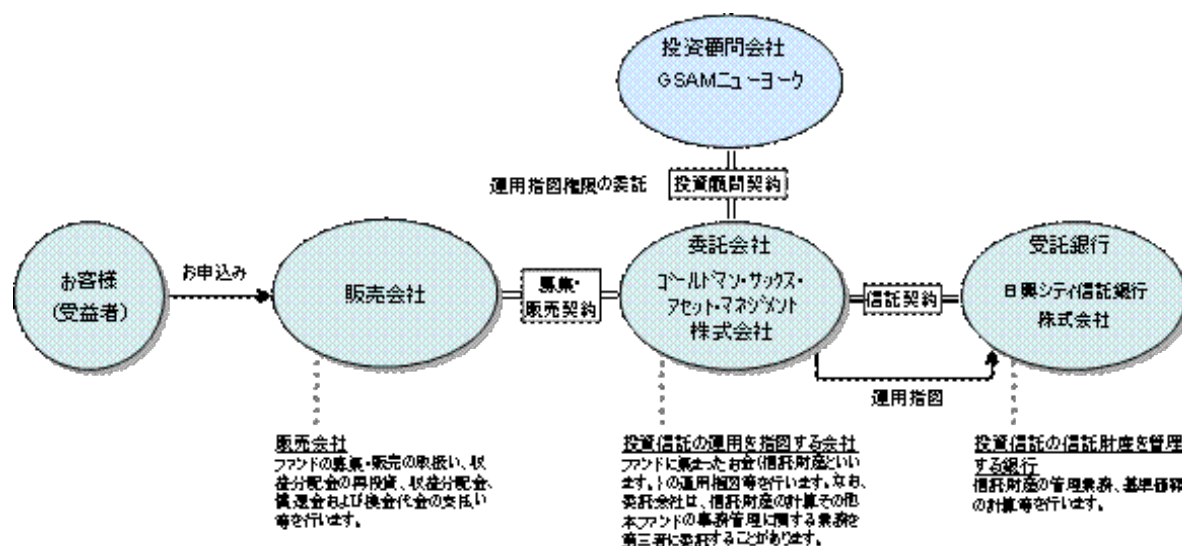
c. 受託会社（日興シティ信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。））

本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の管理業務、基準価額の計算等を行います。

d. 販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンド関係法人



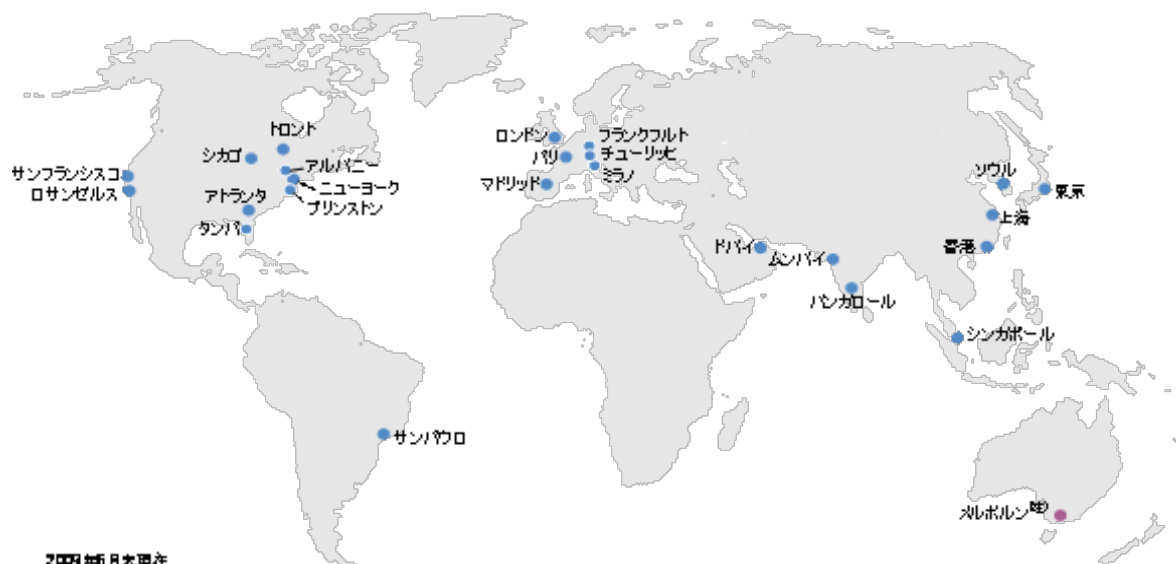
<ご参考> ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (GSAM) とは

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (GSAM) は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2009年6月末現在、グループ全体で7,086億米ドル（約68兆円*）の資産を運用しています。

* 米ドルの円貨換算は便宜上、2009年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝96.01円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。



委託会社等の概況

a．資本金

委託会社の資本金の額は金 4 億9,000万円です（本書提出日現在）。

b．沿革

委託会社は、米国を本拠地として総合的な金融サービスの提供を展開するゴールドマン・サックスの資産運用グループの日本における拠点として、日本法上の株式会社として設立された投資信託委託会社です。主な変遷は以下のとおりとなっています。なお、この他に、これまで、商号の変更、合併、事業目的の変更等はありませんでした。

1996年 2 月 6 日 会社設立

2002年 4 月 1 日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

c．大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名または名称	住所	所有株式数 （株）	所有比率 （％）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市オールド・スリップ 32番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市ブロード・ストリート 85番地	64	1

2【投資方針】

（１）【投資方針】

a．基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

b．本ファンドの運用方針

・第12計算期間まで

以下の投資信託証券に投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

1．アイルランド籍外国投資信託（契約型）

ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

運用方針は、以下のとおりです。

a．主として米国株式に投資し、個別銘柄のロング（買い）・ポジションと、ショート（売り）・ポジションを組み合わせるにより、付加価値の実現を図りつつ、同時に、米国株式市場全体の騰落からの影響を抑えるマーケット・ニュートラル戦略を行います。

b．ゴールドマン・サックス・グループが経済合理性を追求することを目的として設計・開発した計量運用モデルを用いた計量アクティブ運用を行います。

2．アイルランド籍外国投資証券

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド インスティテュショナル・アキュムレーション・シェアクラス

運用方針は、以下のとおりです。

a．主に米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券に分散投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の収益を追求します。

b．投資する債券および金融市場証券は、投資時においてスタンダード・アンド・プアーズによりAA格もしくはA-1格またはこれ以上あるいは、ムーディーズによりAa格もしくはP-1格またはこれ以上と格付けされるものとします。

c．購入時において満期まで13ヶ月未満の証券、証書および債務（ただし、変動利付および変更可能利付債務については2年以内）に投資し、90日未満の加重平均満期を維持します。

外貨建資産については100%為替円ヘッジを基本とします。

1ヵ月円LIBORをベンチマークとします。

上記外国投資信託の受益証券および外国投資証券への投資比率は、資金動向および投資対象となる各ファンドの収益性等を勘案して決定するものとし、原則として、米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドの組入比率を高位に保つものの、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）に運用の指図に関する権限を委託します。

・第13計算期間以降

以下の外国投資信託の受益証券および外国投資証券に投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

1．アイルランド籍外国投資信託（契約型）

米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

運用方針は、以下のとおりです。

a．主として米国株式に投資し、個別銘柄のロング（買い）・ポジションによる運用を行います。

2．アイルランド籍外国投資証券

US\$リキッド・リザーブズ・ファンド

運用方針は、以下のとおりです。

a．主に米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券に分散投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の収益を追求します。

b．投資する債券および金融市場証券は、投資時においてスタンダード・アンド・プアーズによりAA格もしくはA-1格またはこれ以上あるいは、ムーディーズによりAa格もしくはP-1格またはこれ以上と格付けされるものとします。

c．購入時において満期まで13ヶ月未満の証券、証書および債務（ただし、変動利付および変更可能利付債務については2年以内）に投資し、90日未満の加重平均満期を維持します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

上記外国投資信託の受益証券および外国投資証券への投資比率には制限を設けません。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）に運用の指図に関する権限を委託します。

委託先の名称	委託先の所在地	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市	別に定める取り決めに基づき当事者間で支払われるものとし、信託財産からの直接的な支払いはいりません。

（２）【投資対象】

（a）投資の対象とする資産の種類（信託約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（b）投資対象有価証券（信託約款第17条第１項）

委託会社は、信託金を、主として次の外国投資信託の受益証券、外国投資証券および有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

２．ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド インスティテューショナル・アキュムレーション・シェアクラス

３．コマーシャル・ペーパー

４．指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

（c）有価証券以外の投資対象（信託約款第17条第２項および第３項）

委託会社は、信託金を、上記(b)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記１．ないし４．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（d）その他の取引の指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(e) 投資対象とする投資信託証券の概要

米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

ファンド名	ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド (米ドル建てアイルランド籍外国投資信託(契約型))
投資目的	信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
運用の基本方針	・第12計算期間まで 主として米国株式に投資し、個別銘柄のロング(買い)・ポジションと、ショート(売り)・ポジションを組み合わせることにより、付加価値の実現を図りつつ、同時に、米国株式市場全体の騰落からの影響を抑えるマーケット・ニュートラル戦略を行います。ゴールドマン・サックス・グループが経済合理性を追求することを目的として設計・開発した計量運用モデルを用いた計量アクティブ運用を行います。 ・第13計算期間以降 主として米国株式に投資し、個別銘柄のロング(買い)・ポジションによる運用を行います。
投資対象および投資制限等	・第12計算期間まで 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。 ショート・ポジションの総額は信託財産の純資産総額の100%以下とします。 信託財産の純資産総額の10%を超える借入れは行わないものとします。 ポジションの構築に際してスワップ等のデリバティブ手法を用いる場合があります。 ・第13計算期間以降 信託財産の純資産総額の10%を超える借入れは行わないものとします。
信託報酬等	基本報酬 : なし 成功報酬 : なし 保管受託銀行等 : ・第12計算期間まで に対する報酬等 管理事務代行会社は、本外国投資信託の純資産総額に対して年率0.06%を上限とする基本報酬および諸費用として月額最低10,000ユーロを受領します。受託会社は年額25,000米ドルの報酬を受領します。 ・第13計算期間以降 管理事務代行会社に対して年額3,000米ドルの報酬を支払うことがあります。 その他の諸費用 : ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問への報酬、名義書換事務代行費用、印刷費用等を含みます。)は、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。 保管受託銀行等に対する報酬等とその他の諸費用は、本外国投資信託で負担します。 申込手数料 : 本ファンドから買い付ける場合は不要 信託財産留保額 : ・第12計算期間まで 0.2%[*] ・第13計算期間以降 なし
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
管理会社	ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド
決算日	原則として毎年9月30日
分配方針	原則として、分配を行わず、分配可能な金額を投資方針に従い再投資する方針です。ただし、管理会社の裁量により分配を行うことがあります。

* 本ファンドを解約される受益者が、本ファンドの信託財産留保額に加えて、米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドの信託財産留保額を負担するわけではありません。実質的には、本ファンドを解約される受益者が負担した信託財産留保額に相当する金額が、本ファンドにおける解約代金支払いに対応するため米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドを解約する際に同ファンドに留保されるものであり、同ファンドにおいて発生する取引コスト等をカバーするとともに同ファンドに投資するファンド間での公平を図ることを目的としています。

* 上記は本書提出日現在の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

US\$リキッド・リザーブズ・ファンド

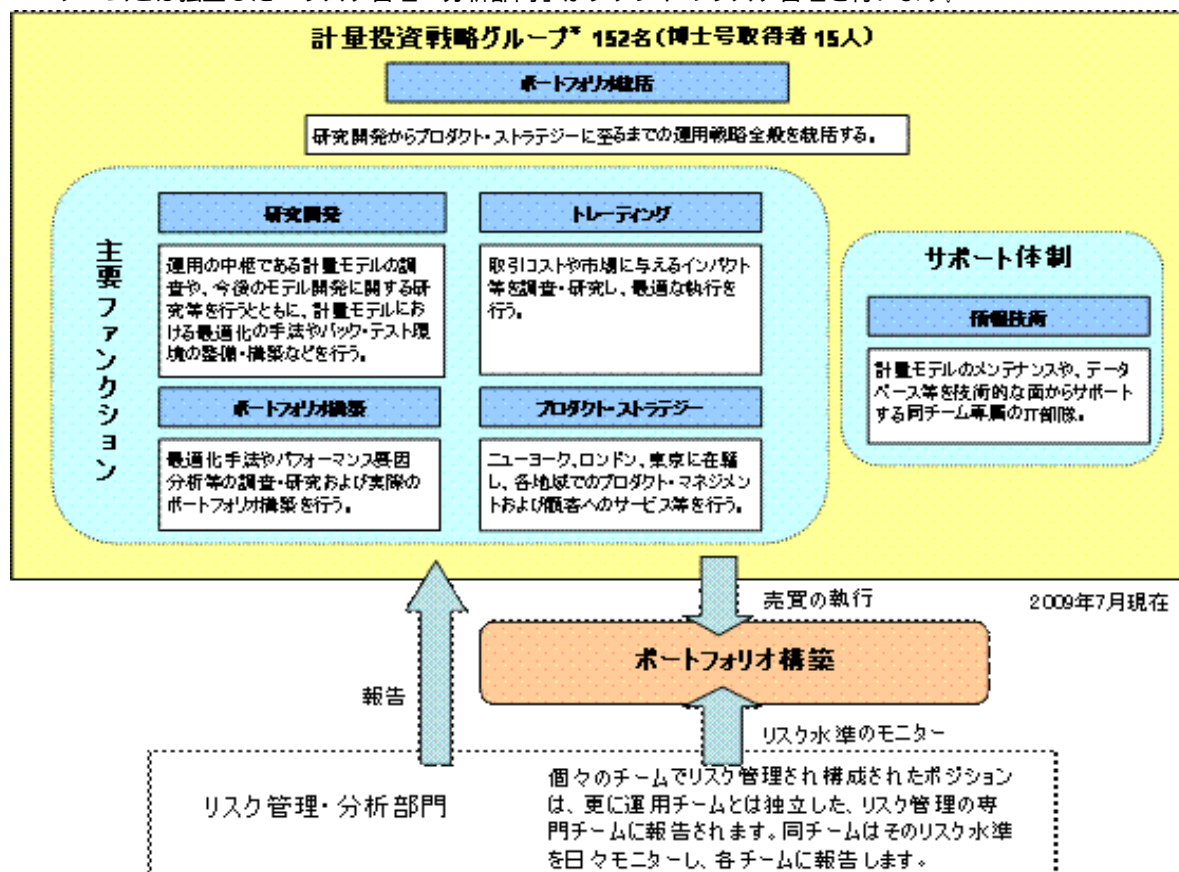
ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド インスティテューショナル・アキュムレーション・シェアクラス (米ドル建てアイルランド籍外国投資証券)
投資目的	元本と流動性を確保しつつ、最大限の収益を得ることを目標として運用を行います。
運用の基本方針等	主に米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券に分散投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の収益を追求します。 投資する債券および金融市場証券は、投資時においてスタンダード・アンド・プアーズによりA A格もしくはA - 1格またはこれ以上あるいは、ムーディーズによりA a格もしくはP - 1格またはこれ以上と格付けされるものとし、 購入時において満期まで13ヶ月未満の証券、証書および債務（ただし、変動利付および変更可能利付債務については2年以内）に投資し、90日未満の加重平均満期を維持します。
信託報酬等	信託報酬：年率0.35%（管理報酬・保管費用等を含みます。）を上限とします。 申込手数料：なし 解約手数料：なし
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
決算日	原則として毎年12月31日
分配方針	現在のところ、分配を行わず、分配可能な金額を投資方針に従い再投資する方針です。

* 上記は本書提出日現在の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

（３）【運用体制】

ａ．米国株式マーケット・ニュートラル戦略における運用体制およびリスク管理体制

本ファンドにおける各投資信託証券の組入指図はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(東京)の計量運用部が担当します。本ファンドの主な組入れ投資信託証券であるゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドの運用は、G S A Mニューヨークの計量投資戦略グループが担当します。計量投資戦略グループは、多様なバックグラウンドを持つ人材を抱え、実務と学術の両面に経験豊かな人材で構成されています。株式や債券、デリバティブの経験を持つ者も多く、中には多くの著作や寄稿を行っている者もいます。また、運用チームとは独立した「リスク管理・分析部門」がファンドのリスク管理を行います。



* 委託会社グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの組織。

(注1) リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することを目指したものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続などに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています(運用の全部または一部を海外に外部委託する場合には、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。)

c. 内部管理体制

委託会社は、投資監督委員会を設置しています。投資監督委員会は、委託会社の運用に関する業務において、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から委託者としての責任を遵守するという目的のため、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を行うことができます。

(4) 【分配方針】

原則として年2回決算を行い、毎計算期末（毎年1月および7月の特定日）に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、第12回決算日は2009年3月26日とします。

分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買損益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこと、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。また、第12計算期間末に、主要投資対象とする外国投資信託の受益証券のうち流動性の低い資産を除く大部分につき現金化を行い、信託財産の運営のために必要と認められる金額以外の部分を分配金額とする収益分配を行うことがあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

(5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

(a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

1. 株式（上記「(2) 投資対象 (b) 投資対象有価証券」に掲げる外国投資証券を除きます。）への直接投資は行いません。
2. 上記「(2) 投資対象 (b) 投資対象有価証券」に掲げる外国投資信託の受益証券および外国投資証券以外の外貨建資産への直接投資は行いません。
3. 上記「(2) 投資対象 (b) 投資対象有価証券」に掲げる外国投資信託の受益証券、外国投資証券およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
4. 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。

(b) 信託約款上のその他の投資制限

1. 外国為替予約の運用指図（信託約款第20条）

外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

かかる限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

2. 資金の借入れ（信託約款第26条）

委託会社は、本ファンドの信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解

約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが5営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は本ファンドの信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は本ファンドの信託財産中より支弁します。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅していないことにつき、ご注意ください。

(a) 元本変動リスク

本ファンド（「3 投資リスク（1）投資リスク（a）元本変動リスク」においては、文脈により、組入れる投資信託証券の一方または両方を含む場合、あるいはこれらのみを指す場合があります。）への投資には、資産価値に影響を及ぼす様々なリスクが伴いますので、基準価額の変動により投資元本が減少する可能性があります。したがって、元金は保証されていません。

主なリスクとして以下のものが挙げられます。

1．株式投資リスク（価格変動リスク・信用リスク）

本ファンドは、米国の株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うことになります。一般には株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。第12計算期間以前においては、マーケット・ニュートラル運用を行うため、売り持ちした株式の価格が上昇した場合にも本ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼし、場合によっては、売り持ちの特性上、損失額が想定以上になることもあります（株式を売り持ちするにあたり、借入れコストがかかります。）。また、株式市場全体の動向からの影響を抑制することを目指しますが、その影響がなくなるわけではありません。また、売り持ち、買い持ちする株式のリターンの動向について見通しを誤れば基準価額が下落する要因となり、場合によっては大幅に下落することがあります。

2．為替リスク

本ファンドは、外貨建ての株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。本ファンドは、第12計算期間以前においては、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります。なお為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジ・コストが想定以上に発生することがあります（ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利のほうが低い場合、この金利差分収益が低下します。）。第13計算期間以降においては、為替ヘッジを行わないため、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

3．株式の流動性リスク

本ファンドは、米国の店頭登録株式またはこれに準ずるものにも投資します。こうした株式には、金融商品取引所に上場されている銘柄に比べて比較的新興であり、発行済時価総額が小さく、売買の少ない流動性の低い株式が少なくありません。その結果、こうした株式への投資はボラティリティ（株価のブレ幅を計る指標）が比較的高く、また流動性等の高い株式に比べ市場によっては大幅な安値での売却や大幅な高値での買戻しを余儀なくされる可能性があることから、より大きなリスクを伴います。

4．取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、スワップ取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

5．カントリー・リスク

一般に、株式への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等様々な要因による影響を受けますが、これらの要因は時として予想を超える大きさの変動を市場にもたらすことがあります。その結果、特定の国の株式への投資により予想に反して損失を被り、本ファンドの資産価値に大きな影響を与える可能性もあります。

6．デリバティブ取引のリスク

本ファンドは、株式関連のデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、他の運用手法に比べてより大きく価格が変動する可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、ヘッジ目的のみならず、投資収益を上げる目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が投資顧問会社の見通しと異なった場合に本ファンドが損失を被るリスクを伴います。

7．市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、

基準価額の下落につながる場合があります。

8. 本ファンドの投資対象におけるプライム・ブローカーに関するリスク

本ファンドが投資対象とする米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドの保有する株式は、同ファンドのプライム・ブローカーの名義で保有されており、プライム・ブローカーはかかる株式を分別管理する義務を負っているものの、万一プライム・ブローカーが破綻した場合には、本ファンドの資産価値に大きな影響を与える可能性があります。

(b) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

本ファンドのご換金のお申込みは2009年2月13日をもって終了しております。申込受付期間中の解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点は以下のとおりです。

特定日に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(c) 計量運用に関わる留意点

本ファンドは、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量リスク管理モデルまたは計量モデルを用いて運用を行います。計量モデルは仮説に基づき構成されたものであり、市場動向は必ずしもこの仮説と同様の動きを示さない場合があります。このような場合には、本ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

(d) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(e) 成功報酬に関わる留意点

本ファンドでは、委託会社は、2009年3月23日の特定日以前において、基本の信託報酬のほかに、一般的な定率の信託報酬とは異なる成功報酬を徴収いたしますので、この点についてご納得のうえご投資願います。なお、ある特定日においていったん発生し基準価額から控除された成功報酬は、たとえその後基準価額が下落したとしても、減額ないし払戻しされることはありません。第13計算期間以降に到来する特定日においては成功報酬を徴収いたしません。

(f) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(g) ベンチマークに関する留意点

本ファンドは、第12計算期間以前においては、1ヵ月円LIBORを運用上のベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスを目指しますが、実際のパフォーマンスはベンチマークを下回ることがあります。また、第13計算期間以降においては、運用上のベンチマークを設けておりません。

(h) 繰上償還に関わる留意点

本ファンドが主要投資対象とする米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドが換金可能となった場合には、委託会社は、受託銀行と協議のうえ委託会社が指定する日をもって、本ファンドを終了させます。なお、その時期について確実な予想をすることはできず、相当長期間を要する可能性があります。

(i) お買付およびご換金の制限に関わる留意点

本ファンドのお買付およびご換金のお申込みは2009年2月13日をもって終了しております。申込受付期間中のお買付およびご換金の制限に関わる留意点は以下のとおりです。

特定日に金融商品取引所における取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、特定日の5営業日前までにすでに受付けたお買付およびご換金のお申込みを取消し(ご換金の場合は取消または保留)させていただくことがあります。

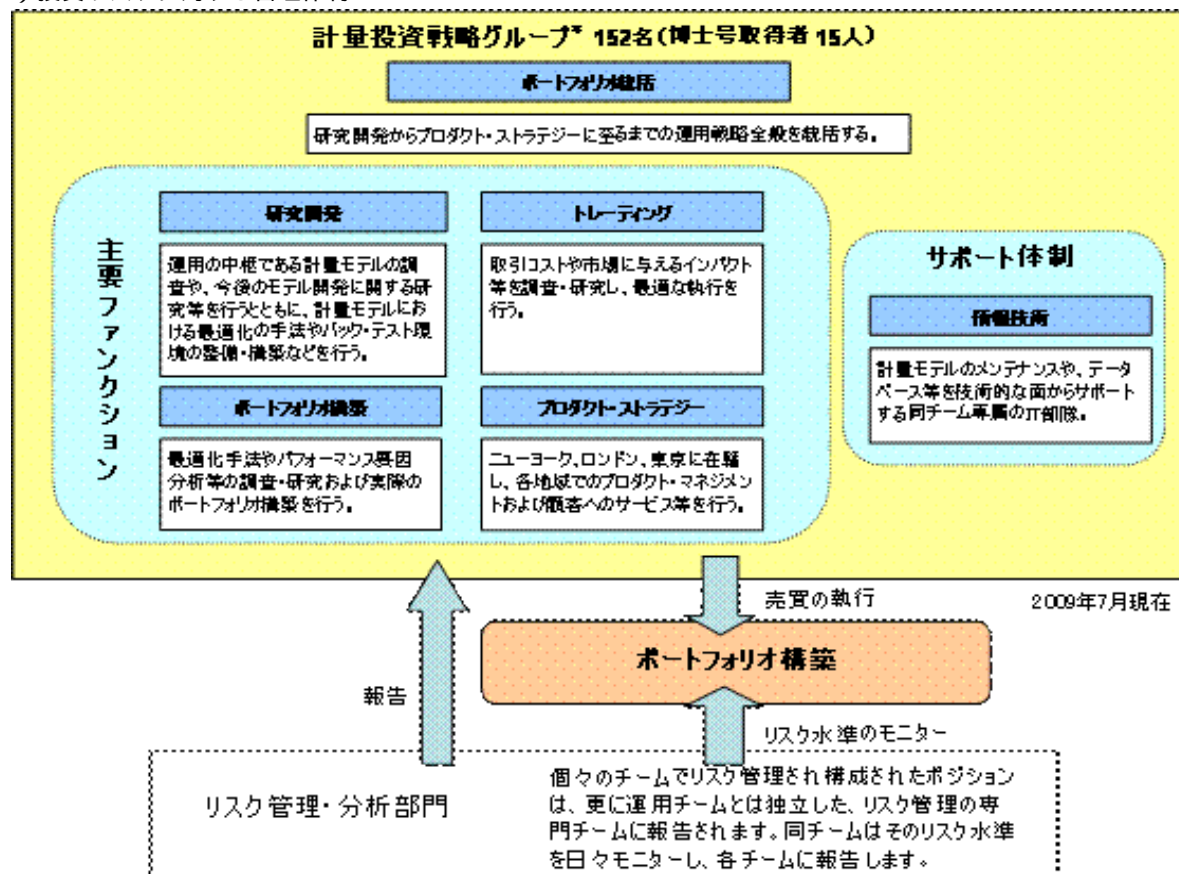
この場合、かかる合理的な事情がなくなったと委託会社が判断した後の最初の基準価額の計算日の5営業日後を特定日とします。さらに、特定日の前営業日から4営業日前までの期間において、かかる合理的な事情があると委託会社が判断したときにも、お買付およびご換金のお申込みの取消し等および特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。この場合、ご換金については、受益者は保留されたご換金のお申込みを撤回できます。ただし、受益者が変更後の特定日の5営業日前までにその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、ご換金代金は、上記により定められる日を特定日として計算された価額とします。

(j) その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売(お買付代金の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制



* 委託会社グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの組織。

(注1) リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することを目指したものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- (a) 2.1%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率をお申込価額（特定日の基準価額（1万口当たり））に乗じて得た額が申込手数料となります。申込手数料は、お申込時にお支払いください。詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

- (b) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。ただし、解約時の基準価額に対し0.2%の信託財産留保額をご負担いただきます。

（３）【信託報酬等】

（a）基本報酬

・第12計算期間まで

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率0.9975%（税込）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分は、以下のとおりです。なお、販売会社の間における配分については、販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められます。

支払先	信託報酬
委託会社	年率0.504%（税込）
販売会社	年率0.4725%（税込）
受託銀行	年率0.021%（税込）

・第13計算期間以降

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率0.021%（税込）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分は、以下のとおりです。

支払先	信託報酬
委託会社	該当なし
販売会社	該当なし
受託銀行	年率0.021%（税込）

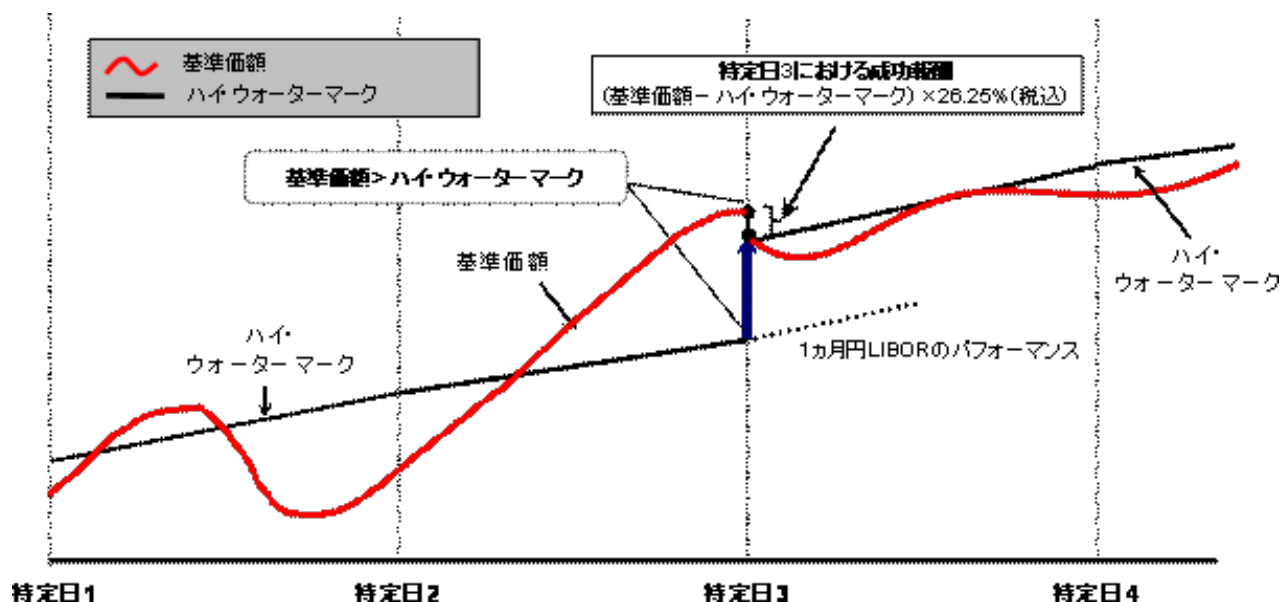
なお、GSAMニューヨークへ支払われる投資顧問報酬はありません。

ただし、組入れる投資信託証券「US\$リキッド・リザーブズ・ファンド」において、年率0.35%を上限として運用報酬を別途受領しますが、当該投資信託証券の組入比率は通常低位であるものの、運用状況によって変動するため、受益者が実質的に負担する信託報酬の率および上限額は事前に表示することができません。

（b）成功報酬

委託会社は、2009年3月23日の特定日以前において、基本報酬に加えて、ある特定日の基準価額（基本報酬控除後、成功報酬および分配金控除前）が、その時点におけるハイ・ウォーターマークを超えた場合には、その超過額に対して26.25%（税込）の割合の成功報酬を受領します。

ある特定日におけるハイ・ウォーターマークとは、直前の特定日におけるハイ・ウォーターマーク（信託設定日の場合には1万口＝1万円）＋1ヵ月円LIBORによる増加分（直前の特定日からの期間率、1年を360日とした日割り計算）とします。ある特定日において成功報酬が受領された場合には、以後の成功報酬の計算について、当該特定日におけるハイ・ウォーターマークは、同日の基準価額（基本報酬、成功報酬および分配金控除後）とします。



(注1) 1ヵ月円LIBORは、2009年7月31日現在、年率0.27938%です。ハイ・ウォーター・マークの計算において適用される1ヵ月円LIBORは市場動向により変動します。

(注2) 上記は例示をもって理解を深めるための概念図であり、本ファンドの将来の運用成果等につき保証または示唆するものではありません。また、基準価額がハイ・ウォーター・マークを超えない場合には、成功報酬は受領されません。ある特定日においていったん発生し基準価額から控除された成功報酬は、たとえその後基準価額が下落したとしても、減額ないし払戻されることはありません。

(c) 信託報酬（基本報酬および成功報酬）の支払いの時期および方法

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。成功報酬発生の有無およびその額をお知りになりたい受益者は、下記照会先にお問合わせいただければお知らせいたします。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（参考）投資対象とする投資信託証券の信託報酬等

投資信託証券の名称	信託報酬率（年率）
ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド	年率0%（注1）
ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS \$ リキッド・リザーブズ・ファンド インスティテューショナル・アキュムレーション ・シェアクラス	年率0.35%（注2）

（注1）上記のほか、保管受託銀行等に対する報酬等およびその他の諸費用も別途かかります。

（注2）管理報酬、保管費用等を含む上限。

* 詳しくは前記「第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象 (e) 投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

(4) 【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

- (a) 株式等の売買委託手数料、先物取引またはオプション取引等に要する費用
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）

なお、(a)から(d)記載の費用・税金については、その実費を信託財産より間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または途中で、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末および信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

また、このほかに組入れる投資信託証券においても、各投資信託証券の信託事務の処理等に要する諸費用および報酬等が支払われます（米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドにつき、第12計算期間以前においては、管理事務代行会社は、当該投資信託証券の純資産総額に対して年率0.06%を上限とする基本報酬および諸費用として月額最低10,000ユーロを受領し、受託会社は年額25,000米ドルの報酬を受領します。第13計算期間以降は、管理事務代行会社に対して年額3,000米ドルの報酬を支払うことがあります。）。

詳しくは、「第1 ファンドの状況 2 投資方針（2）投資対象（e）投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

（5）【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。

ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。

（個人の受益者の場合^{*1}）

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金 × 10% ^{*2}
換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益 × 10% ^{*2}
償還時	所得税および地方税	譲渡益 × 10% ^{*2}

*1 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

*2 2011年12月31日までの期間については、10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。2012年1月1日以降は、20%（所得税15%、地方税5%）となります。詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

特別分配金は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および売買委託手数料その他信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

< 個別元本について >

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、それぞれ別に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の< 収益分配金の課税について >をご覧ください。）

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税（配当控除の適用なし）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合（申告分離課税を選択した場合に限ります。）、上場株式等の譲渡による損失（公募株式投資信託の買取差損・解約（償還）差損を含みます。）との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては7%（所得税7%）の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、益金不算入制度は適用されません。

< 換金時および償還時の課税について >

個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間は10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

また、買取差損益および解約（償還）差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の配当等（申告分離課税を選択した場合に限ります。）との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間は7%（所得税7%）の税率が適用されます。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2009年 7 月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	アイルランド	134,771,847	98.08
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	2,636,186	1.92
合計（純資産総額）	—	137,408,033	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド>

(2009年 7 月29日現在)

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
株式	バハマ	163,984.96	0.16
	バミューダ	1,007,273.52	0.96
	ケイマン	294,911.31	0.28
	リベリア	25,455.30	0.02
	マーシャル諸島	4,470.00	0.00
	パナマ	161,686.80	0.15
	プエルトリコ	6,724.62	0.01
	イギリス	275,946.13	0.26
	アメリカ	102,896,349.92	98.16
	イギリス領 ヴァージン諸島	213,402.40	0.20
小計		105,050,204.96	100.21
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	(223,120.04)	0.21
合計（純資産総額）	—	104,827,084.92	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

なお、これらの内容は、当投資証券の全てのクラスを含んだ内容です。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（2009年７月31日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アイルランド	投資信託受益証券	ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ ニュートラル・ファンド A Sクラス	129,653.471	1,021.14	132,395,267	1,039.47	134,771,847	98.08

種類別投資比率

（2009年７月31日現在）

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.08
合計	98.08

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

（2009年７月31日現在）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

（2009年７月31日現在）

該当事項はありません。

参考情報

<ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド>

投資有価証券の主要銘柄

（2009年7月29日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	評価額金額 （米ドル）	投資比率 （％）
1	アメリカ	株式	AEROPOSTALE INC	2,283,808.56	2.18
2	アメリカ	株式	LORILLARD INC	1,639,456.00	1.56
3	アメリカ	株式	INGRAM MICRO INC- CL A	1,139,355.26	1.09
4	アメリカ	株式	AVALONBAY COMMUNITIES INC	1,120,154.07	1.07
5	アメリカ	株式	DOLLAR TREE INC	1,070,731.20	1.02
6	アメリカ	株式	CIMAREX ENERGY CO	971,366.82	0.93
7	アメリカ	株式	FREDS INC	882,213.15	0.84
8	アメリカ	株式	REGENCY CENTERS CORP	823,903.29	0.79
9	アメリカ	株式	GILEAD SCIENCES INC	822,761.58	0.78
10	アメリカ	株式	HORMEL FOODS STK	798,574.32	0.76
11	アメリカ	株式	BELDEN CDT INC	761,394.40	0.73
12	アメリカ	株式	LIBERTY PROP STK	738,933.09	0.70
13	アメリカ	株式	NATIONWIDE HLTH STK	737,765.50	0.70
14	アメリカ	株式	JONES LANG LASALLE INC	731,440.00	0.70
15	アメリカ	株式	BIOGEN IDEC INC.	708,951.96	0.68
16	アメリカ	株式	STAGE STORES INC	708,061.74	0.68
17	アメリカ	株式	RAYONIER-RYN	705,166.00	0.67
18	アメリカ	株式	SANDERSON FARMS INC	681,613.52	0.65
19	アメリカ	株式	TORO STK	680,918.40	0.65
20	アメリカ	株式	BRE PROPERTIES	665,210.21	0.63
21	アメリカ	株式	GENZYME CORP	646,588.86	0.62
22	アメリカ	株式	PETSMART INC	640,406.64	0.61
23	アメリカ	株式	MPS GROUP INC	635,961.84	0.61
24	アメリカ	株式	KELLY SERVICES INC -CL A	631,932.86	0.60
25	アメリカ	株式	REALTY INCOME STK	628,474.00	0.60
26	アメリカ	株式	PAPA JOHNS INTL INC	622,767.75	0.59
27	アメリカ	株式	CENTRAL GARDEN & PET CO - CENTA	596,796.27	0.57
28	アメリカ	株式	SWIFT ENERGY STK	592,425.52	0.57
29	アメリカ	株式	HARMAN INTL INDS INC	576,630.90	0.55
30	アメリカ	株式	NORFOLK SOUTHERN STK	569,967.60	0.54

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

なお、これらの内容は、当投資証券の全てのクラスを含んだ内容です。

投資不動産物件

（2009年7月29日現在）

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

（2009年7月29日現在）

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2009年７月31日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 （百万円） （分配落）	純資産総額 （百万円） （分配付）	１口当たり 純資産額（円） （分配落）	１口当たり 純資産額（円） （分配付）
１期	（2004年１月22日）	6,024	6,024	1.0164	1.0164
２期	（2004年７月22日）	5,868	5,926	1.0094	1.0194
３期	（2005年１月20日）	5,528	5,528	0.9930	0.9930
４期	（2005年７月21日）	5,199	5,199	1.0050	1.0050
５期	（2006年１月20日）	4,394	4,437	1.0302	1.0402
６期	（2006年７月20日）	3,213	3,244	1.0331	1.0431
７期	（2007年１月22日）	2,688	2,688	1.0008	1.0008
８期	（2007年７月20日）	2,226	2,226	0.9355	0.9355
９期	（2008年１月23日）	1,676	1,676	0.8481	0.8481
10期	（2008年７月23日）	1,543	1,543	0.8926	0.8926
11期	（2009年１月22日）	1,331	1,331	0.8587	0.8587
12期	（2009年３月26日）	106	1,183	0.0773	0.8623
13期	（2009年７月23日）	132	132	0.0966	0.0966
	2008年７月末日	1,542	—	0.9043	—
	2008年８月末日	1,478	—	0.8830	—
	2008年９月末日	1,434	—	0.8725	—
	2008年10月末日	1,385	—	0.8684	—
	2008年11月末日	1,378	—	0.8751	—
	2008年12月末日	1,361	—	0.8776	—
	2009年１月末日	1,327	—	0.8618	—
	2009年２月末日	1,191	—	0.8671	—
	2009年３月末日	108	—	0.0792	—
	2009年４月末日	121	—	0.0883	—
	2009年５月末日	130	—	0.0948	—
	2009年６月末日	130	—	0.0948	—
	2009年７月末日	137	—	0.1001	—

（注）表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	自 2003年8月29日 至 2004年1月22日	0.0000
第2期	自 2004年1月23日 至 2004年7月22日	0.0100
第3期	自 2004年7月23日 至 2005年1月20日	0.0000
第4期	自 2005年1月21日 至 2005年7月21日	0.0000
第5期	自 2005年7月22日 至 2006年1月20日	0.0100
第6期	自 2006年1月21日 至 2006年7月20日	0.0100
第7期	自 2006年7月21日 至 2007年1月22日	0.0000
第8期	自 2007年1月23日 至 2007年7月20日	0.0000
第9期	自 2007年7月21日 至 2008年1月23日	0.0000
第10期	自 2008年1月24日 至 2008年7月23日	0.0000
第11期	自 2008年7月24日 至 2009年1月22日	0.0000
第12期	自 2009年1月23日 至 2009年3月26日	0.7850
第13期	自 2009年3月27日 至 2009年7月23日	0.0000

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1期	自 2003年8月29日 至 2004年1月22日	1.6
第2期	自 2004年1月23日 至 2004年7月22日	0.3
第3期	自 2004年7月23日 至 2005年1月20日	1.6
第4期	自 2005年1月21日 至 2005年7月21日	1.2
第5期	自 2005年7月22日 至 2006年1月20日	3.5
第6期	自 2006年1月21日 至 2006年7月20日	1.3
第7期	自 2006年7月21日 至 2007年1月22日	3.1
第8期	自 2007年1月23日 至 2007年7月20日	6.5
第9期	自 2007年7月21日 至 2008年1月23日	9.3
第10期	自 2008年1月24日 至 2008年7月23日	5.2
第11期	自 2008年7月24日 至 2009年1月22日	3.8
第12期	自 2009年1月23日 至 2009年3月26日	0.4
第13期	自 2009年3月27日 至 2009年7月23日	25.0

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

本ファンドの信託設定日は2003年8月29日であり、同日より運用を開始しました。

2009年2月20日に本ファンドの信託約款の変更を行い、以下のとおり、運用の基本方針、収益分配方針および収益分配金の支払方法、計算期間および信託終了にかかる規定等を変更しました。

1. 第12計算期間終了日までに、外国投資信託の受益証券および外国投資証券への投資を通じたマーケット・ニュートラル戦略運用を終了します。
2. 第13計算期間以降は、外国投資信託の受益証券および外国投資証券への投資を通じて、主として米国株式に投資し、個別銘柄のロング(買い)・ポジションによる運用を行います。
3. 第13計算期間以降、外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
4. 第13計算期間以降、本ファンドのベンチマークを廃止します。
5. 第12計算期間末に、主要投資対象とする外国投資信託の受益証券のうち流動性の低い資産を除く大部分につき現金化を行い、信託財産の運営のために必要と認められる金額以外の部分を分配金額とする収益分配を行うことを可能とします。
6. 第12計算期間を平成21年1月23日から同年3月26日までとします。
7. 第13計算期間を平成21年3月27日から同年7月23日までとします。
8. 本ファンドが主要投資対象とする外国投資信託の受益証券が換金可能となった場合には、委託会社は、受託銀行と協議のうえ委託会社が指定する日をもって、本ファンドを終了させるものとします。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(1) 本ファンドのお買付の申込みの受付は2009年2月13日をもって終了しております。申込受付期間中の申込（販売）手続きは以下のとおりです。

(2) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付の申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、毎月18日（ただし、ファンド休業日の場合は翌ファンド営業日^{*1}とします。）の2ファンド営業日後を特定日^{*2}とし、当該特定日の5営業日前の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）^{*3}までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当該日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日にお買付のお申込みが行われたものとして取扱います。

*1 日本における営業日であり、かつ英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンもしくはニューヨークの銀行の休業日でない日とします。

*2 原則として毎月20日を特定日とします。ただし、毎月18日以降にファンド休業日がある場合には、特定日が21日以降となることがあります。

*3 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。

(3) お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（販売会社によって名称が異なる場合があります。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。ただし、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申出ることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) お買付価額は、特定日の基準価額です。また、お買付には申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03(6437)6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

(5) お買付単位は、販売会社により異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じます。

(6) お買付代金はお申込みの販売会社でお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 毎月18日（ファンド営業日でない場合は、翌ファンド営業日。）の2ファンド営業日後（本(7)において「当該日」といいます。）において金融商品取引所における取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を

含みます。)があると委託会社が判断したときは、販売会社によって当該日の5営業日前までにすでに受付けたお買付のお申込みが取消される場合があります。この場合、委託会社がかかる合理的な事情がなくなったと判断した後の最初の基準価額の計算日の5営業日後を特定日とします。さらに、当該日の前営業日から4営業日前までの期間において、かかる合理的な事情があると委託会社が判断したときにも、お買付のお申込みの取消しおよび特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。

2【換金（解約）手続等】

(1) 本ファンドのご換金の申込みの受付は2009年2月13日をもって終了しております。申込受付期間中の換金（解約）手続きは以下のとおりです。

(2) ご換金の申込みは、毎月の特定期^{*1}の5営業日前の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）^{*2}までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当該日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日にご換金のお申込みが行われたものとして取扱います。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

*1 原則として毎月20日を特定日とします。ただし、毎月18日以降にファンド休業日がある場合には、特定日が21日以降となることがあります。

*2 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。

(3) ご換金は「解約請求制」により行うことができます。受益者は、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 一部解約の価額は、特定日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額^{*}として控除した価額（以下「解約価額」といいます。）となります。手取額は、解約価額から、換金にかかる税金を差引いた金額となります。

* 「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中に換金される方と引き続きこの投資信託を保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられます。

詳しくは、「第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

(5) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

(6) 一部解約金は、特定日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(7) 毎月18日（ファンド営業日でない場合は、翌ファンド営業日。）の2ファンド営業日後（本(7)において「当該日」といいます。）において、金融商品取引所における取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があるときは、当該日の5営業日前までにすでに受け付けた一部解約の実行の請求を保留または取消させていただきます。

この場合、委託会社がかかる事情がなくなったと判断した後の最初の基準価額の計算日の5営業日後を特定日とします。さらに、当該日の前営業日から4営業日前までの期間において、かかる合理的な事情があると委託会社が判断したときにも、一部解約の実行の請求の保留または取消しおよび特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。

これにより一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は保留された一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が変更後の特定日の5営業日前までにその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、上記により定められる日を特定日として計算された価額とします。

(8) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要

(5) その他 b. 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法に定めるところにより、販売会社を通じて、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 a. 信託の終了 (b) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

本ファンド1万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの金額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

委託会社は、年2回（1月および7月）の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。成功報酬発生の有無およびその額をお知りになりたい受益者は、上記照会先電話番号にお問い合わせいただければお知らせいたします。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

本ファンドの信託期間は2003年8月29日から開始し、期限はありません。ただし、下記「（5）その他 a．信託の終了」の場合には、信託は終了します。

（4）【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎年1月の特定日の翌日から7月の特定日までおよび7月の特定日の翌日から翌年1月の特定日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2003年8月29日から2004年1月22日までとします。

ただし、上記にかかわらず、第12計算期間は2009年1月23日から同年3月26日まで、第13計算期間は同年3月27日から同年7月23日までとし、第14計算期間以降は前段落の規定によるものとします。また、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

（5）【その他】

a．信託の終了

(a) 本ファンドが主要投資対象とする外国投資信託の受益証券が換金可能となった場合には、委託会社は、受託銀行と協議のうえ委託会社が指定する日をもって、本ファンドを終了させるものとします。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、本ファンドの受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、本ファンドにかかる信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(c)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(c) その他の事由による信託の終了

監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、信託は、下記b．に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときには（新受託者の選任を行う場合は、下記

b. に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、委託会社は信託約款に定める場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託銀行を解任することができます。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

c. その他の契約の変更

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社（GSAMニューヨーク）との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認める場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

d. 反対者の買取請求権

上記a. (b)もしくは(c)に規定する信託契約の解約または上記b. に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記a. (c)または上記b. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

e. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。委託会社は分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- ・委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- ・委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- ・委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- ・内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- ・信託財産の保存に係る業務
- ・信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- ・委託会社のための指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- ・受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支払います。

g. 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

h. 有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する外国投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

i. 再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、外国投資信託の受益証券にかかる収益分配金、外国投資証券の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、外国投資証券の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

2【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みを中止することを申出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

上記にかかわらず、2009年3月26日以降においては、収益分配金は、原則として本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、原則として

信託終了日から起算して5営業日までに、販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、特定日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日および交付開始前までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって、委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

販売会社が収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いを怠ったことにより委託会社が損害を被った場合には、委託会社に過失がない場合に限り、受託銀行の承諾を得て委託会社は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。

(6) 換金手続等

前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
- なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 本ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- なお、第12期計算期間及び第13期計算期間については、信託約款第29条により、計算期間は6ヶ月未満であります。財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間（2008年7月24日から2009年1月22日まで）及び当特定期間（2009年1月23日から2009年7月23日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第11期 (2009年1月22日現在)	当期 (2009年7月23日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	18,642,880	2,667,090
投資信託受益証券	1,275,746,208	129,940,678
投資証券	46,359,023	-
派生商品評価勘定	22,143,800	-
未収利息	66	8
差入委託証拠金	1	-
流動資産合計	1,362,891,978	132,607,776
資産合計	1,362,891,978	132,607,776
負債の部		
流動負債		
未払金	23,707,950	-
未払受託者報酬	149,915	8,526
未払委託者報酬	6,971,033	-
その他未払費用	356,734	20,343
流動負債合計	31,185,632	28,869
負債合計	31,185,632	28,869
純資産の部		
元本等		
元本	1,550,907,119	1,372,768,179
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	219,200,773	1,240,189,272
（分配準備積立金）	46,936,757	118,522,412
元本等合計	1,331,706,346	132,578,907
純資産合計	1,331,706,346	132,578,907
負債純資産合計	1,362,891,978	132,607,776

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期 自 2008年 7 月24日 至 2009年 1 月22日	当期 自 2009年 1 月23日 至 2009年 7 月23日
営業収益		
受取配当金	-	1,157,638,389
受取利息	68,210	10,816
有価証券売買等損益	17,896,055	1,116,220,978
為替差損益	30,691,700	5,221,150
営業収益合計	48,519,545	36,207,077
営業費用		
受託者報酬	149,915	54,410
委託者報酬	6,971,033	2,133,631
その他費用	359,937	135,219
営業費用合計	7,480,885	2,323,260
営業利益又は営業損失（ ）	56,000,430	33,883,817
経常利益又は経常損失（ ）	56,000,430	33,883,817
当期純利益又は当期純損失（ ）	56,000,430	33,883,817
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	3,099,742	2,624,904
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	185,708,118	219,200,773
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,971,800	25,375,608
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,971,800	25,375,608
剰余金減少額又は欠損金増加額	563,767	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	563,767	-
分配金	-	1,077,623,020
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	219,200,773	1,240,189,272

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第11期 自 2008年 7月24日 至 2009年 1月22日	当期 自 2009年 1月23日 至 2009年 7月23日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、法令及び社 団法人投資信託協会規則に従い、時 価評価しております。	投資信託受益証券、投資証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び 評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わ が国における計算期間末日の対顧 客先物売買相場の仲値によって計 算しております。	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わ が国における特定期間末日の対顧 客先物売買相場の仲値によって計 算しております。
3. その他財務諸表作成のための 基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信 託財産の計算に関する規則」（平 成12年総理府令第133号）第60条に 基づき、取引発生時の外国通貨の額 をもって記録する方法を採用して おります。 但し、同61条に基づき、外国通貨の 売却時において、当該外国通貨に加 えて、外貨建資産等の外貨基金勘定 及び外貨建各損益勘定の前日の外 貨建純資産額に対する当該売却外 国通貨の割合相当額を当該外国通 貨の売却時の外国為替相場等で円 換算し、前日の外貨基金勘定に対す る円換算した外貨基金勘定の割合 相当の邦貨建資産等の外国投資勘 定と、円換算した外貨基金勘定を相 殺した差額を為替差損益とする計 理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	第11期 (2009年1月22日現在)	当期 (2009年7月23日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	1,729,358,674円	1,550,907,119円
期中追加設定元本額	4,834,132円	—円
期中一部解約元本額	183,285,687円	178,138,940円
2. 計算期間末日における受益権の 総数	1,550,907,119口	—
3. 特定期間末日における受益権の 総数	—	1,372,768,179口
4. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は219,200,773円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,240,189,272円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第11期 自 2008年 7 月24日 至 2009年 1 月22日	区分	当期 自 2009年 1 月23日 至 2009年 7 月23日
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
2008年 7 月24日から 2009年 1 月22日までの計算期間		2009年 1 月23日から 2009年 3 月26日までの計算期間	
費用控除後の配当等収益額	—円	費用控除後の配当等収益額	1,154,402,246円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	—円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	—円
収益調整金額	1,104,382円	収益調整金額	977,526円
分配準備積立金額	46,936,757円	分配準備積立金額	41,742,225円
本ファンドの分配対象収益額	48,041,139円	本ファンドの分配対象収益額	1,197,121,997円
本ファンドの期末残存口数	1,550,907,119口	本ファンドの期末残存口数	1,372,768,179口
1口当たり収益分配対象額	0.030976円	1口当たり収益分配対象額	0.872049円
1口当たり分配金額	—円	1口当たり分配金額	0.7850円
収益分配金金額	—円	収益分配金金額	1,077,623,020円
		2009年 3 月27日から 2009年 7 月23日までの計算期間	
		費用控除後の配当等収益額	961円
		費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	—円
		収益調整金額	977,526円
		分配準備積立金額	118,521,451円
		本ファンドの分配対象収益額	119,499,938円
		本ファンドの期末残存口数	1,372,768,179口
		1口当たり収益分配対象額	0.087050円
		1口当たり分配金額	—円
		収益分配金金額	—円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

区分	第11期（2009年 1 月22日現在）		当期（2009年 7 月23日現在）	
	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 （円）	貸借対照表計上額 （円）	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	1,275,746,208	18,734,937	129,940,678	30,723,633
投資証券	46,359,023	405,652	—	—
合計	1,322,105,231	18,329,285	129,940,678	30,723,633

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の状況に関する事項

第11期 自 2008年 7月24日 至 2009年 1月22日	当期 自 2009年 1月23日 至 2009年 7月23日
1．取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨 関連では為替予約取引であります。 2．取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方 針に従う方針であります。 3．取引の利用目的 デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的 な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避 する目的で利用しています。 4．取引に係るリスクの内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係る リスクとしては、為替などの市場価格が変動する事 によって発生するマーケットリスク及び取引相手先が契 約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態 となった時に発生する取引先リスクがあります。 5．取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執 行を担当する部署により行っております。また、法令な どに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプラ イアンス部により行われております。 6．取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あ くまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、 又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバ ティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	1．取引の内容 同左 2．取引に対する取組方針 同左 3．取引の利用目的 同左 4．取引に係るリスクの内容 同左 5．取引に係るリスク管理体制 同左

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	第11期（2009年1月22日現在）				当期（2009年7月23日現在）			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	売建								
	米ドル	1,358,898,800	—	1,336,755,000	22,143,800	—	—	—	—
	合計	1,358,898,800	—	1,336,755,000	22,143,800	—	—	—	—

（注）時価の算定方法

・為替予約取引

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - 計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

区分	第11期 自 2008年7月24日 至 2009年1月22日			当期 自 2009年1月23日 至 2009年7月23日		
	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該計算期間の末日における残高	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該特定期間の末日における残高
ゴールドマン・サックス証券株式会社 （投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等）	有価証券等 売買手数料	為替 —円	—	有価証券等 売買手数料	為替 —円	—

（注）取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。

立会外取引、市場外取引、相対取引等の場合は、原則として複数の取引業者より価格提示を受け、もしくは提示価格と市場価格の比較を行うことにより、最良条件を提示する取引業者と取引を行っており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれるため、金額を記載しておりません。

（1口当たり情報）

区分	第11期 (2009年1月22日現在)	当期 (2009年7月23日現在)
1口当たり純資産額	0.8587円	0.0966円

（重要な後発事象に関する注記）

第11期 自 2008年 7 月24日 至 2009年 1 月22日	当期 自 2009年 1 月23日 至 2009年 7 月23日
2009年 2 月20日に信託約款の変更をおこなっており、第12期計算期間末に、主要投資対象とする外国投資信託の受益証券のうち流動性の低い資産を除く大部分につき現金化を行い、信託財産の運営のために必要と認められる金額以外の部分を分配金額とする収益分配を行うことがあります。	

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
米ドル	投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ ニュートラル・ファンド A S クラス	129,653.471	1,386,773.52	
小計				1,386,773.52	
				(129,940,678)	
合計				129,940,678	
				(129,940,678)	

（注）１．小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

２．合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券 時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券 1 銘柄	100.0%	100.0%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

本ファンドは「ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドA Sクラス」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同投資信託受益証券です。

「ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドA Sクラス」は、アイルランド籍の契約型の外国投資信託です。同投資信託受益証券は、2008年9月30日に計算期間が終了し、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、公認会計士による財務諸表監査を受けています。

なお、同投資信託受益証券の組入資産の明細は以下のとおりであり、以下に記載された情報は監査対象外です。

● ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドの組入資産の明細（2009年7月21日現在）

これらの内容は、本投資信託受益証券の全てのクラスを含んだ内容です。

株式（買建）

銘柄名	組入比率
1800FLOWERS.COM INC	0.03%
99 CENTS ONLY STORES	0.43%
AAR STK	0.09%
AARONS INC	0.00%
ABM INDUSTRIES STK	0.03%
ACCELRYN INC	0.18%
ACCENTURE LTD	0.20%
ACME PACKET INC	0.20%
ACUITY BRANDS INC	0.04%
ACXIOM CORP	0.26%
ADC TELECOMMUNICATIONS INC	0.06%
ADMINISTAFF INC	0.05%
ADTRAN INC	0.10%
ADVANCE AMERICA CASH ADVANCE	0.31%
AEP INDUSTRIES	0.08%
AEROPOSTALE INC	2.25%
AFFILIATED MANAGERS GROUP	0.11%
AGCO - AG	0.19%
AGILYSYS INC	0.11%
AH BELO CORP-A	0.03%
AIRVANA INC	0.03%
ALBANY INTL STK	0.18%
ALBANY MOLECULAR RESEARCH	0.10%
ALIGN TECHNOLOGY INC	0.08%
ALKERMES INC	0.22%
ALLIANCE ONE INTERNATIONAL INC	0.03%
ALLIANT TECHSYS STK	0.51%
ALLIED CAPITAL CORP	0.08%
ALPHA NATURAL RESOURCES INC	0.47%
AM CASTLE STK	0.07%
AM GREETINGS	0.22%
AMERCO	0.02%
AMERICAN COMMERCIAL LINES	0.08%
AMERICAN SAFETY INS HOLDINGS	0.01%
AMERICAS CAR-MART INC	0.07%
AMKOR TECHNOLOGIES INC	0.33%
AMN HEALTHCARE SERVICES INC	0.20%

銘柄名	組入比率
AMREP STK	0.00%
AMYLIN PHARMACEUTICALS (USD)	0.02%
ANADIGICS INC	0.04%
ANALOGIC CORP	0.04%
ANGIODYNAMICS INC	0.16%
APOGEE ENTERPRISES INC.	0.15%
APOLLO INVESTMENT CORP	0.27%
APPLIED MICRO CIRCUITS CORP	0.32%
APTARGROUP STK	0.02%
ARBITRON INC	0.18%
ARCH COAL INC	0.07%
ARCHER DANIELS - ADM	0.03%
ARCSIGHT INC	0.03%
ARKANSAS BEST CORP	0.03%
ARMSTRONG WORLD INDUSTRIES	0.04%
ARROW ELEC-ARW	0.18%
ARTHROCARE CORP	0.09%
ARUBA NETWORKS INC	0.08%
ARVINMERITOR INC	0.07%
ASCENT MEDIA CORP	0.40%
ASIAINFO	0.03%
ASPEN INSURANCE HOLDINGS LTD	0.08%
ASSISTED LIVING CONCEPTS-W/I	0.11%
ASSOC EST REALTY STK	0.03%
ASTEC INDUSTRIES INC	0.03%
ASTORIA FINANCIAL CORP	0.06%
ATC TECHNOLOGY CORP	0.04%
ATMEL CORP	0.04%
AUTHENTEC INC	0.09%
AVALONBAY COMMUNITIES INC	1.02%
AVID TECHNOLOGY INC	0.14%
AVNET INC	0.22%
AVOCENT CORPORATION	0.02%
BALL STK	0.15%
BANCORPSOUTH INC	0.01%
BASIC ENERGY SERVICES INC	0.16%
BB&T CORPORATION	0.14%
BECKMAN COULTER INC	0.17%
BEL FUSE INC CL B	0.01%
BELDEN CDT INC	0.75%
BENCHMARK STK	0.08%

銘柄名	組入比率
BERRY PETROLEUM STK	0.40%
BGC PARTNERS INC-CL A	0.08%
BIG LOTS INC.	0.34%
BIGBAND NETWORKS INC	0.08%
BILL BARRETT CORP	0.15%
BIOGEN IDEC INC.	0.61%
BIO-RAD LABORATORIES -CL A	0.40%
BLACK HILLS CORP	0.22%
BLACKBAUD INC	0.18%
BLACKROCK KELSO CAPITAL CORP	0.16%
BLUE NILE INC	0.01%
BLYTH INDUSTRIES INC	0.40%
BORDERS GROUP INC.	0.05%
BORG WARNER INC	0.14%
BOSTON BEER COMPANY INC.	0.01%
BOTTOMLINE TECHNOLOGIES INC	0.00%
BRE PROPERTIES	0.62%
BRIGHTPOINT INC	0.32%
BROWN SHOE COMPANY INC	0.16%
BRUKER BIOSCIENCES CORP	0.05%
BRUSH WELLMAN STK	0.19%
BUCKEYE TECHNOLOGIES INC	0.19%
BUCYRUS INTERNATIONAL INC-A	0.07%
BUILD-A-BEAR WORKSHOP INC	0.11%
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	0.02%
BUNGE LIMITED	0.26%
BWAY HOLDING CO	0.03%
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	0.39%
CADENCE DESIGN STK	0.19%
CAL DIVE INTERNATIONAL INC	0.12%
CALAMOS ASSET MANAGEMENT-A	0.07%
CALGON CARBON STK	0.02%
CALLON PETROLEUM CORP	0.02%
CAMBREX STK	0.04%
CARDIAC SCIENCE CORP	0.04%
CARLISLE STK	0.09%
CARTER HOLDINGS	0.44%
CASELLA WASTE SYSTEMS INC - A	0.01%
CASEYS GENERAL STORES INC CS	0.33%
CASH AMER INV STK	0.11%
CATHAY BANCORP INC	0.11%

銘柄名	組入比率
CATO CORP-CL A	0.12%
CBS CORP-CLASS B	0.02%
CDI STK	0.14%
CELADON GROUP INC	0.04%
CENTENNIAL CELLULAR CORP	0.24%
CENTRAL GARDEN & PET CO - CENTA	0.60%
CENTRAL PACIFIC FINANCIAL CO	0.01%
CENTURY ALUMINUM CO	0.04%
CENTURYTEL INC	0.03%
CEPHALON INC - CEPH	0.21%
CERADYNE INC	0.15%
CHARLES RIVER LABORATORIES	0.07%
CHARLOTTE RUSSE HOLDINGS INC	0.27%
CHARMING SHOPS - CHRS	0.11%
CHART INDUSTRIES INC	0.00%
CHICOS FAS INC	0.04%
CHINA DIRECT INDUSTRIES INC	0.04%
CHOICE HOTELS INTL INC	0.10%
CIBER INC	0.17%
CIENA CORP	0.13%
CIMAREX ENERGY CO	0.90%
CITI TRENDS INC	0.12%
CITIGROUP INC	0.26%
CLEAR CHANNEL OUTDOOR-CL A	0.02%
CLEARWATER PAPER CORP	0.13%
CLECO CORPORATION	0.00%
CNA SURETY CORP	0.12%
COHEN & STEERS INC	0.34%
COHU INC	0.06%
COLEMAN CABLE INC	0.01%
COLUMBIA SPORTSWEAR CO	0.03%
COLUMBUS MCKINNON CORP/NY	0.01%
COMERICA INC	0.18%
COMFORT SYSTEMS USA INC	0.04%
COMMVault SYSTEMS INC	0.31%
COMPASS DIVERSIFIED TRUST	0.22%
COMPLETE PRODUCTION SERVICES	0.09%
COMPUcredit HOLDINGS CORP	0.07%
COMPUTER PROGRAMS AND SYSTEMS	0.15%
COMSTOCK RESOURCES INC	0.11%
CONSOLIDATED GRAPHICS INC	0.04%

銘柄名	組入比率
CON-WAY INC	0.38%
COOPER TIRE STK	0.06%
COPART INC	0.04%
CORE-MARK HOLDING CO INC	0.03%
CORN PRODUCTS INTL INC	0.02%
COVENTRY HEALTH CARE INC	0.04%
CRAY INC.	0.12%
CSG SYSTEMS INTL INC	0.18%
CSR PLC	0.25%
CTC MEDIA INC	0.11%
CUBIST PHARMACEUTICALS	0.10%
CVB FINANCIAL STK	0.19%
CYBERONICS	0.05%
CYPRESS SEMICONDUCTOR	0.12%
DANA HOLDING CORP	0.13%
DARLING INTERNATIONAL INC	0.02%
DAWSON GEOPHYSICAL CO	0.01%
DELEK US HOLDINGS INC	0.00%
DEPOMED	0.16%
DEVON ENERGY STK	0.10%
DEVRY INC	0.01%
DEXCOM INC	0.05%
DIAMOND FOODS INC	0.03%
DICE HOLDINGS INC	0.04%
DILLARDS INC CL-A	0.02%
DIONEX CORP	0.39%
DIVX INC	0.06%
DOLLAR FINANCIAL CORP	0.02%
DOLLAR THRIFTY AUTOMOTIVE GP	0.15%
DOLLAR TREE INC	0.90%
DOMINOS PIZZA INC	0.06%
DOMTAR STK	0.02%
DORMAN PRODUCTS INC	0.05%
DRESS BARN INC	0.11%
DREW INDUSTRIES INC	0.08%
DSP GROUP INC	0.08%
DSW INC-CLASS A	0.13%
DUKE ENERGY CORP	0.49%
DUKE REALTY STK	0.10%
DYCOM INDUSTRIES INC	0.04%
DYNAMEX INC	0.00%

銘柄名	組入比率
DYNCORP INTERNATIONAL INC-A	0.14%
DYNEGY INC CLASS A	0.21%
EARTHLINK INC	0.17%
EATON VANCE CORP	0.16%
ECHOSTAR HOLDING CORP-A	0.18%
ELECTRONICS FOR IMAGING	0.11%
ELIZABETH ARDEN INC	0.02%
EMERGENT BIOSOLUTIONS INC	0.02%
EMERSON ELECTRIC CO.	0.28%
EMPLOYERS HOLDINGS INC	0.03%
EMULEX CORP	0.02%
ENCORE ACQUISITION CO	0.03%
ENCORE WIRE CORP	0.11%
ENDO PHARMACEUT HLDGS INC	0.01%
ENERSYS	0.18%
ENPRO INDUSTRIES INC	0.04%
ENTROPIC COMMUNICATIONS INC	0.04%
ENZON INC	0.31%
EPICOR SOFTWARE CORP	0.04%
EQUITY ONE INC	0.02%
ERESEARCH TECHNOLOGY INC	0.15%
ESTERLINE STK-ESL	0.15%
ETHAN ALLEN STK	0.01%
EV3 INC	0.17%
EVERCORE PARTNERS INC-CL A	0.14%
EXACTECH INC	0.01%
EXAR CORP	0.07%
EXIDE TECHNOLOGIES	0.08%
EXLSERVICE HOLDINGS INC	0.05%
EXPEDITORS INTL WASH	0.37%
EXTERRAN HOLDINGS INC	0.13%
EXTRA SPACE STORAGE INC	0.04%
FACET BIOTECH CORP-W/I	0.38%
FALCONSTOR SOFTWARE INC	0.05%
FAMILY DLR STRS STK	0.45%
FBR CAPITAL MARKETS CORP	0.14%
FEDERAL EXPRESS STK	0.67%
FEDERAL MOGUL CORP CL A	0.08%
FEDERAL REALTY STK	0.28%
FEDERATED INVESTORS INC -CL B	0.09%
FERRO STK	0.02%

銘柄名	組入比率
FIFTH STREET FINANCE CORP	0.03%
FIN FEDERAL STK	0.11%
FIRST AMER FINCL STK	0.09%
FIRST BK PUERTO STK	0.01%
FIRST FINANCIAL NORTHWEST	0.07%
FIRST MARBLEHEAD CORP/THE	0.03%
FIVE STAR QUALITY CARE	0.01%
FMC TECHNOLOGIES	0.09%
FOREST LABS STK	0.20%
FOUNDATION COAL HOLDINGS INC	0.09%
FPIC INSURANCE GROUP INC	0.01%
FRANKLIN ELECTRIC CO INC	0.03%
FRANKLIN STREET PROPERTIES C	0.19%
FREDS INC	0.81%
FRONTIER OIL CORP	0.01%
FUQI INTERNATIONAL INC	0.18%
FURNITURE BRANDS INTL	0.02%
FUSHI COPPERWELD INC	0.03%
G & K SERVICES INC. CL A	0.07%
GAIAM INC	0.02%
GAMCO INVESTORS INC - CL A	0.26%
GAP INC	0.06%
GARMIN LTD	0.35%
GARTNER GROUP - IT	0.25%
GAYLORD ENTMT STK	0.01%
GENERAL CABLE CORP	0.05%
GENERAL MARITIME CORP	0.00%
GENERAL MOLY INC	0.04%
GENESCO STK	0.20%
GENOMIC HEALTH INC	0.03%
GENOPTIX INC	0.03%
GEN-PROBE INC	0.01%
GENZYME CORP	0.64%
GERBER SCIENT STK	0.01%
GIBRALTAR INDUSTRIES INC	0.07%
GILEAD SCIENCES INC	0.78%
GLOBAL SOURCES LIMITED	0.04%
GORMAN RUPP STK	0.02%
GRANITE CONSTRUCTION INC	0.21%
GRAY TELEVISION INC	0.01%
GREAT SOUTHERN BANCORP INC	0.04%

銘柄名	組入比率
GREENBRIER STK	0.00%
H&E EQUIPMENT SERVICES INC	0.01%
HACKETT GROUP INC/THE	0.08%
HANSEN NATURAL STK	0.52%
HARMAN INTL INDS INC	0.50%
HARRIS STRATEX NETWORKS	0.27%
HAYNES INTERNATIONAL INC	0.14%
HEADWATERS INC	0.03%
HEALTHSPRING INC	0.19%
HERBALIFE LTD	0.01%
HERCULES OFFSHORE INC	0.17%
HERCULES TECHNOLOGY GROWTH	0.14%
HERMAN MILLER	0.19%
HERTZ GLOBAL HOLDINGS INC	0.28%
HESS CORP	0.09%
HIBBETT SPORTS INC	0.05%
HILL-ROM HOLDINGS INC	0.12%
HNI CORP - NEW	0.24%
HOLOGIC INC	0.10%
HOOKE FURNITURE CORP	0.13%
HORMEL FOODS STK	0.75%
HOSPITALITY PROPERTIES TRUST	0.08%
HSN INC	0.18%
HUDSON CITY BANCORP INC	0.07%
HUDSON HIGHLAND GROUP INC	0.07%
HUMANA STK-HUM	0.04%
HUNTSMAN CORP	0.05%
HYPERCOM CORP - RESTRICTED	0.03%
I FLOW STK	0.02%
I2 TECHNOLOGIES INC	0.06%
ICT GROUP INC	0.14%
IDERA PHARMACEUTICALS INC	0.01%
IDEXX LABORATORIES INC	0.19%
IDT CORP CLASS B SHS	0.11%
IGATE CORP	0.03%
IMATION CORP	0.33%
IMPERIAL SUGAR CO	0.32%
INGLES MARKETS INC -CL A	0.05%
INGRAM MICRO INC- CL A	1.12%
INNOSPEC INC	0.02%
INSIGHT ENTERPRISES INC	0.13%

銘柄名	組入比率
INSMED INC	0.03%
INSTEEL INDUSTRIES INC	0.25%
INTEGRAL SYSTEMS STK	0.02%
INTEGRATED DEVICE TECH INC	0.03%
INTEGRATED ELECTRICAL SERVIC	0.01%
INTERNAP NETWORK SERVICES	0.04%
INTERNATIONAL BANCSHARES CRP	0.19%
INVACARE CORP CS	0.24%
IPC HOLDINGS LTD	0.03%
IPCS INC	0.03%
IRIS INTERNATIONAL INC	0.03%
IROBOT CORP	0.19%
ISILON SYSTEMS INC	0.07%
ISIS PHARMACEUTICALS	0.19%
J & J SNACK FOODS CORP	0.36%
JANUS CAPITAL GROUP INC.	0.00%
JDA SOFTWARE GROUP INC	0.00%
JER INVESTORS TRUST INC	0.00%
JO-ANN STORES INC	0.15%
JOHN BEAN TECHNOLOGIES-W/I	0.08%
JONES LANG LASALLE INC	0.67%
JOURNAL COMMUNICATIONS INC-A	0.01%
JOY GLOBAL INC	0.17%
KADANT INC	0.07%
KAISER ALUMINUM CORP	0.43%
KELLY SERVICES INC -CL A	0.62%
KENDLE INTERNATIONAL INC	0.01%
KENEXA CORP	0.04%
KENNETH COLE STK A	0.00%
KENSEY NASH CORP	0.07%
KFORCE.COM INC	0.34%
KILROY REALTY CORP	0.14%
KIMBALL INTERNATIONAL CL -B	0.10%
KIMCO REALTY CORP	0.47%
KINDRED HEALTHCARE INC	0.29%
KNIGHT CAPTIAL GROUP INC	0.06%
KNIGHT TRANSPORTATION INC	0.05%
KNIGHTSBRIDGE TANKERS LTD	0.03%
KOHLBERG CAPITAL CORP	0.07%
KORN/FERRY INTERNATIONAL	0.02%
LA Z BOY STK	0.30%

銘柄名	組入比率
LANCASTER COLONY	0.12%
LANCE INC	0.21%
LANDAMERICA FINANCIAL GROUP	0.00%
LANDAUER INC	0.01%
LANDRYS SEAFOOD RESTAURANTS	0.18%
LANDSTAR SYSTEM INC	0.07%
LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	0.18%
LAYNE CHRISTENSEN COMPANY	0.04%
LEE ENTERPRISES INC	0.04%
LEXICON PHARMACEUTICALS INC	0.02%
LIBERTY MEDIA-INTERACTIVE A	0.09%
LIBERTY PROP STK	0.66%
LIFE SCIENCES RESEARCH INC	0.09%
LIN TV CORP - CL A	0.01%
LIONBRIDGE TECHNOLOGIES INC	0.08%
LIQUIDITY SERVICES INC	0.02%
LIVE NATION	0.17%
LIVEPERSON INC	0.04%
LORILLARD INC	1.53%
LOUISIANA PAC STK	0.36%
LSI CORP	0.11%
LSI INDUSTRIES INC	0.11%
LTC PROPERTIES STK	0.01%
LTX CORP	0.01%
LUFKIN INDUSTRIES	0.07%
LYDALL STK	0.01%
M I HOMES INC	0.02%
MACERICH STK	0.10%
MAGELLAN HEALTH SERVICES INC	0.08%
MAGMA DESIGN AUTOMATION	0.09%
MANHATTAN ASSOC - MANH	0.17%
MANNATECH INC - MTEX	0.05%
MANPOWER STK	0.32%
MANTECH INTERNATIONAL CORP - A -	0.02%
MAP PHARMACEUTICALS INC	0.07%
MARCHEX INC-CLASS B	0.24%
MARINER ENERGY INC	0.15%
MARRIOTT CL A	0.03%
MARTEK BIOSCIENCE CORP	0.41%
MARTEN TRANSPORT LTD	0.17%
MATRIX INITIATIVES INC	0.01%

銘柄名	組入比率
MAXIMUS INC	0.01%
MAXYGEN	0.26%
MCG CAPITAL	0.18%
MEDCATH CORPORATION	0.16%
MEDICAL ACTION IND INC	0.06%
MENTOR GRAPHICS CORP	0.15%
MERIT MEDICAL SYSTEMS INC	0.03%
MERITAGE CORPORATION	0.27%
METHODE ELECTRONICS -CL A	0.07%
MF GLOBAL LTD	0.08%
MICROSTRATEGY INC-CL A	0.12%
MINERALS TECH STK	0.03%
MIPS TECHNOLOGIES INC CL A	0.08%
MODINE MANUFACTURING CO	0.36%
MODUSLINK GLOBAL SOLUTIONS INC	0.08%
MOLECULAR INSIGHT PHARMACEUTICALS	0.03%
MOLINA HEALTHCARE INC	0.09%
MOMENTA PHARMACEUTICALS INC	0.02%
MONOTYPE IMAGING HOLDINGS IN	0.02%
MONRO MUFFLER BRAKE INC	0.04%
MOODYS CORPORATION	0.28%
MOSAIC CO/THE	0.16%
MPS GROUP INC	0.60%
MUELLER INDS STK	0.02%
MURPHY OIL CORP	0.02%
MVC CAPITAL	0.02%
NABI BIOPHARMACEUTICALS	0.06%
NACCO STK	0.20%
NASDAQ STOCK MARKET INC	0.05%
NATIONAL BEVERAGE CORP	0.09%
NATIONWIDE HLTH STK	0.70%
NAUTILUS GROUP INC.	0.07%
NBTY INC	0.05%
NCI BUILDING SYSTEMS INC	0.00%
NESS TECHNOLOGIES INC	0.09%
NETEZZA CORP	0.00%
NETFLIX.COM INC	0.58%
NEW YORK & CO	0.01%
NEWSTAR FINANCIAL INC	0.04%
NGP CAPITAL RESOURCES CO	0.08%
NIGHTHAWK RADIOLOGY HOLDINGS	0.21%

銘柄名	組入比率
NII HOLDINGS INC-CL B	0.04%
NJ RESOURCES STK	0.01%
NORDIC AMER TANKER SHIPPING	0.03%
NORFOLK SOUTHERN STK	0.56%
NOVATEL WIRELESS INC	0.03%
NPS PHARMACEUTICALS	0.01%
NRG ENERGY INC	0.03%
NUTRI/SYSTEM INC	0.21%
NUVASIVE INC	0.01%
OCHARLEYS INC.	0.15%
OLD DOMINION FREIGHT LINE	0.08%
OM GROUP INC	0.03%
OMEGA HEALTHCARE STK	0.12%
OMEGA PROTEIN CORP	0.00%
OMNOVA SOLUTIONS INC	0.03%
ON ASSIGNMENT INC	0.03%
OPPENHEIMER HOLDINGS-CL A	0.03%
ORBITZ WORLDWIDE INC	0.02%
ORION ENERGY SYSTEMS INC	0.03%
OVERSEAS SHIPHLD STK	0.04%
OVERSTOCK.COM INC	0.15%
PACER INTERNATIONAL INC	0.05%
PACIFIC SUNWEAR OF CALIFORNIA	0.01%
PACKAGING CORP OF AMERICA	0.06%
PAETEC HOLDING CORP	0.11%
PALOMAR MED TEC STK	0.06%
PANERA BREAD COMPANY-CL A	0.33%
PANTRY INC.	0.03%
PAPA JOHNS INTL INC	0.62%
PAR PHARMACEUTICAL COS INC	0.05%
PARAMETRIC TECHNOLOGY CORP	0.06%
PATTERSON-UTI ENERGY INC	0.10%
PC CONNECTION INC	0.02%
PC MALL INC	0.02%
PDL BIOPHARMA INC	0.42%
PENSON WORLDWIDE INC	0.04%
PEP BOYS STK	0.07%
PERFICIENT INC	0.02%
PERRY ELLIS INTERNATIONAL	0.12%
PETMED EXPRESS INC	0.04%
PETROLEUM DEVELOPMENT CORP	0.00%

銘柄名	組入比率
PETROQUEST ENERGY INC	0.03%
PETSMART INC	0.61%
PHARMACEUTICAL PROD DEV	0.04%
PHARMERICA CORP-W/I	0.50%
PHH CORP	0.16%
PIER 1 IMPORTS INC	0.01%
PINNACLE FINANCIAL PARTNERS	0.11%
PIONEER DRILLING COMPANY	0.02%
PIPER JAFFRAY COS	0.07%
PLEXUS CORP	0.17%
PLUM CREEK TIMB STK	0.34%
PLX TECHNOLOGY INC	0.16%
POLARIS INDS INC	0.33%
POLYCOM INC	0.09%
POLYONE CORPORATION	0.08%
POLYPORE INTERNATIONAL INC	0.15%
PORTFOLIO RECOVERY ASSOCIATE	0.01%
POWELL INDUSTRIES INC	0.00%
POWERWAVE TECH	0.31%
PREMIERE GLOBAL SERVICES INC	0.11%
PRESTIGE BRANDS HOLDINGS INC	0.13%
PRIMUS GUARANTY LTD	0.09%
PROGENICS PHARMACEUTICALS	0.11%
PROS HOLDINGS INC	0.05%
PZENA INVESTMENT MANAGM-CL A	0.12%
QLOGIC CORP	0.01%
QUANEX BUILDING PRODUCTS	0.47%
QUANTUM CORP - DLT & STORAGE	0.01%
QUESTCOR PHARMACEUTICALS	0.33%
QUIDEL CORP	0.06%
RADISYS	0.07%
RAYONIER-RYN	0.51%
RCN CORP	0.14%
REALNETWORKS INC.	0.25%
REALTY INCOME STK	0.59%
REDDY ICE HOLDINGS INC	0.06%
REGENCY CENTERS CORP	0.44%
REGENERON PHARMACEUTICS	0.10%
REGIONS FINANCIAL CORP	0.01%
RELIANCE STEEL STK	0.07%
RENAISSANCE LEARNING INC	0.03%

銘柄名	組入比率
REPUBLIC AIRWAYS HOLDINGS IN	0.01%
RETAIL VENTURES INC	0.16%
RIGHTNOW TECHNOLOGIES INC	0.03%
ROBBINS & MYERS INC	0.02%
ROBERT HALF STK	0.04%
ROSETTA RESOURCES INC	0.08%
ROSS STORES INC	0.37%
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD (USD)	0.03%
RPC STK	0.11%
RTI BIOLOGICS INC	0.03%
RUDOLPH TECHNOLOGIES	0.07%
RYDER SYSTEM STK	0.32%
SAFETY INSURANCE GROUP INC	0.12%
SAIA INC	0.10%
SANDERSON FARMS INC	0.69%
SCANSOURCE INC	0.05%
SCHNITZER STEEL INDS INC-A	0.15%
SCHOOL SPECIALTY INC	0.02%
SCHULMAN (A.) INC	0.05%
SCRIPPS CO <E.W.>-CL A	0.04%
SCRIPPS NETWORKS INTERAC	0.15%
SEACHANGE INTL INC	0.05%
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	0.08%
SEI INVESTMENTS COMPANY	0.51%
SELECTIVE INSURANCE GROUP	0.02%
SENIOR HOUSING PROP TRUST	0.09%
SHAW GROUP INC	0.00%
SHORETEL INC	0.17%
SHUFFLE MASTER STK	0.01%
SILICON IMAGE INC	0.25%
SILICON STORAGE TECH	0.04%
SIMON PROPERTY STK	0.17%
SKETCHERS USA	0.01%
SKYWEST	0.10%
SMITHFIELD FOODS INC	0.08%
SNAP ON STK	0.24%
SOHU.COM INC	0.18%
SOMANETICS CORP	0.05%
SONOCO PRODUCTS STK	0.14%
SONUS NETWORKS INC	0.04%
SOUTHWEST WATER CO.	0.03%

銘柄名	組入比率
SPARTAN MOTORS INC	0.03%
SPARTAN STORES INC	0.02%
SPARTECH STK	0.22%
SPHERION CORPORATION	0.12%
SPRINT NEXTEL CORP PR	0.03%
SPSS INC	0.01%
ST MARY LAND & EXPLORATION	0.54%
STAGE STORES INC	0.67%
STANDARD MICROSYSTEMS CORP	0.17%
STANDARD MOTOR-SMP	0.05%
STANDARD PARKING CORP	0.03%
STANDARD REGISTER CO	0.06%
STEAK N SHAKE COMPANY	0.33%
STEC INC	0.06%
STEELCASE INC-CL A	0.03%
STEINER LEISURE LTD	0.04%
STERIS CORP - STRL	0.03%
STERLING BANCSHARES INC/TX	0.08%
STRYKER CORP	0.16%
SUMTOTAL SYSTEMS INC	0.04%
SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	0.01%
SUPER MICRO COMPUTER INC	0.07%
SUPERIOR INDS - SUP	0.03%
SUPERIOR WELL SERVICES INC	0.01%
SUSQUEHANNA BANCSHARES INC	0.02%
SUSSER HOLDINGS CORP	0.02%
SUTOR TECHNOLOGY GROUP LTD	0.04%
SVB FINANCIAL GROUP	0.04%
SWIFT ENERGY STK	0.54%
SYMMETRICOM INC	0.06%
SYMYX TECHNOLOGIES INC	0.41%
SYNIVERSE HOLDINGS INC	0.54%
SYNTA PHARMACEUTICALS CORP	0.04%
SYSTEMAX INC	0.05%
TALEO CORP-CLASS A	0.00%
TARGACEPT INC	0.02%
TASER INTERNATIONAL INC	0.08%
TAUBMAN CNTR STK	0.05%
TBS INTERNATIONAL LTD-A	0.07%
TD AMERITRADE HOLDING CORP	0.03%
TECH DATA CORP	0.41%

銘柄名	組入比率
TECHNITROL STK	0.11%
TECHNOLOGY INVSTMT CAP CORP	0.03%
TELECOMMUNICATION SYSTEMS	0.04%
TELEDYNE STK	0.08%
TELEFLEX STK	0.07%
TELEPHONE & DATA SYSTEMS INC	0.07%
TELETECH - TTEC	0.02%
TELLABS INC	0.12%
TEMPUR-PEDIC INTERNATIONAL	0.05%
TENNANT CO	0.10%
TENNECO STK	0.04%
THE FINISH LINE - CL A	0.10%
THE LACLEDE GROUP INC	0.02%
THOMAS & BETTS STK	0.20%
THOMAS WEISEL PARTNERS GROUP	0.01%
THOR INDUSTRIES STK	0.01%
TICKETMASTER	0.06%
TIMBERLAND STK	0.05%
TIME WARNER INC	0.02%
TIVO INC	0.04%
TNS INC	0.02%
TOMOTHERAPY INC	0.03%
TORO STK	0.68%
TREEHOUSE FOODS INC-WHEN ISS	0.02%
TRINITY STK	0.16%
TRUEBLUE INC	0.24%
TRW STK	0.19%
TUESDAY MORNING CORP	0.13%
TW TELECOM INC	0.22%
TYSON FOODS INC - CL A	0.22%
ULTRA CLEAN HOLDINGS	0.02%
ULTRAPETROL (BAHAMAS) LTD USD	0.12%
UNION DRILLING INC	0.02%
UNISOURCE ENERGY CORP HLD CO	0.03%
UNIT CORP	0.41%
UNITED ONLINE INC	0.10%
UNITED PARCEL SERVICE - CL B	0.27%
UNITED STATIONERS INC	0.03%
UNIVERSAL AMER FINANCIAL CRP	0.12%
UNIVERSAL FOREST PRODUCTS	0.05%
UNIVERSAL STK	0.22%

銘柄名	組入比率
UNIVERSAL TRUCKLOAD SERVICES	0.00%
UNUMPROVIDENT CORP	0.09%
URS STK	0.09%
URSTADT BIDDLE - CLASS A	0.01%
USA MOBILITY INC	0.29%
UTI WORLDWIDE INC	0.20%
UTSTARCOM INC	0.01%
VALASSIS COMMUNICATIONS	0.01%
VALEANT PHARMACEUTICALS INTE	0.06%
VALERO ENERGY STK	0.04%
VALMONT INDUSTRIES	0.04%
VALUECLICK INC	0.21%
VARIAN INC	0.21%
VENOCO INC	0.36%
VERIFONE HOLDINGS INC	0.12%
VERISIGN INC	0.46%
VIAD CORP	0.08%
VIRGIN MOBILE USA INC-A	0.12%
VIRTUS INVESTMENT PARTNERS INC	0.01%
VISHAY INTERTECH STK	0.15%
VNUS MEDICAL TECHNOLOGIES	0.03%
VOLT INFO SCIENCES INC	0.14%
VOLTERRA SEMICONDUCTOR CORP	0.02%
W&T OFFSHORE INC	0.22%
WABASH NATL STK	0.03%
WABCO HOLDINGS INC	0.05%
WABTEC	0.10%
WADDELL & REED FINANCIAL - A	0.31%
WARNACO GROUP INC	0.01%
WASHINGTON FEDERAL INC	0.21%
WATSCO STK	0.11%
WATTS INDUSTRIES INC.	0.00%
WAUSAU-MOSINEE PAPER CORP	0.03%
WEBSITE PROS INC	0.11%
WEBSTER FINANCIAL CORP	0.00%
WELLCARE GROUP INC	0.08%
WELLS FARGO & COMPANY	0.02%
WERNER ENTERPRISES INC	0.09%
WESTERN DIGITAL CORP	0.21%
WESTLAKE CHEMICAL CORP	0.15%
WET SEAL INC -CL A	0.03%

銘柄名	組入比率
WHITNEY HOLDING CORP	0.02%
WILLBROS GROUP INC.	0.15%
WILSHIRE BANCORP INC	0.25%
WINNEBAGO STK	0.09%
WINTRUST FINANCIAL CORP	0.16%
WMS INDUSTRIES STK	0.05%
WOODWARD GOVERNOR CO	0.31%
WORLD ACCEPTANCE CORP	0.11%
WORLD FUEL SVC STK	0.16%
WORTHINGTON INDUSTRIES	0.29%
WYNDHAM WORLDWIDE CORP	0.01%
XOMA LTD	0.00%
YRC WORLDWIDE INC	0.01%
ZALE CORP - ZLC	0.00%
ZEP INC	0.03%
ZORAN CORP	0.14%

（注１）データ提供元：Investors Fund Services (Ireland) Limited

（注２）組入比率は、当該投資信託受益証券の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2009年7月31日現在）

資産総額	137,410,141円
負債総額	2,108円
純資産総額（ - ）	137,408,033円
発行済口数	1,372,768,179口
1口当たり純資産額（ / ）	0.1001円

参考情報

<ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド>

純資産額計算書

（2009年7月29日現在）

資産総額	212,002,904.23米ドル
負債総額	107,175,819.31米ドル
純資産総額（ - ）	104,827,084.92米ドル
発行済口数	17,911,833.420口
1口当たり純資産額（ A S クラス ）	10.888米ドル

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期	自 2003年8月29日 至 2004年1月22日	5,983,906,320 (0)	56,016,100 (0)	5,927,890,220 (0)
第2期	自 2004年1月23日 至 2004年7月22日	137,759,666 (0)	251,907,060 (0)	5,813,742,826 (0)
第3期	自 2004年7月23日 至 2005年1月20日	299,959,753 (0)	546,213,922 (0)	5,567,488,657 (0)
第4期	自 2005年1月21日 至 2005年7月21日	341,985,251 (0)	735,145,522 (0)	5,174,328,386 (0)
第5期	自 2005年7月22日 至 2006年1月20日	12,387,285 (0)	920,682,873 (0)	4,266,032,798 (0)
第6期	自 2006年1月21日 至 2006年7月20日	45,744,004 (0)	1,201,259,730 (0)	3,110,517,072 (0)
第7期	自 2006年7月21日 至 2007年1月22日	32,307,857 (0)	456,577,835 (0)	2,686,247,094 (0)
第8期	自 2007年1月23日 至 2007年7月20日	12,820,990 (0)	319,213,657 (0)	2,379,854,427 (0)
第9期	自 2007年7月21日 至 2008年1月23日	4,616,763 (0)	408,118,744 (0)	1,976,352,446 (0)
第10期	自 2008年1月24日 至 2008年7月23日	4,456,210 (0)	251,449,982 (0)	1,729,358,674 (0)
第11期	自 2008年7月24日 至 2009年1月22日	4,834,132 (0)	183,285,687 (0)	1,550,907,119 (0)
第12期	自 2009年1月23日 至 2009年3月26日	— (—)	178,138,940 (0)	1,372,768,179 (0)
第13期	自 2009年3月27日 至 2009年7月23日	— (—)	— (—)	1,372,768,179 (0)

(注1) () 内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額：金 4 億9,000万円

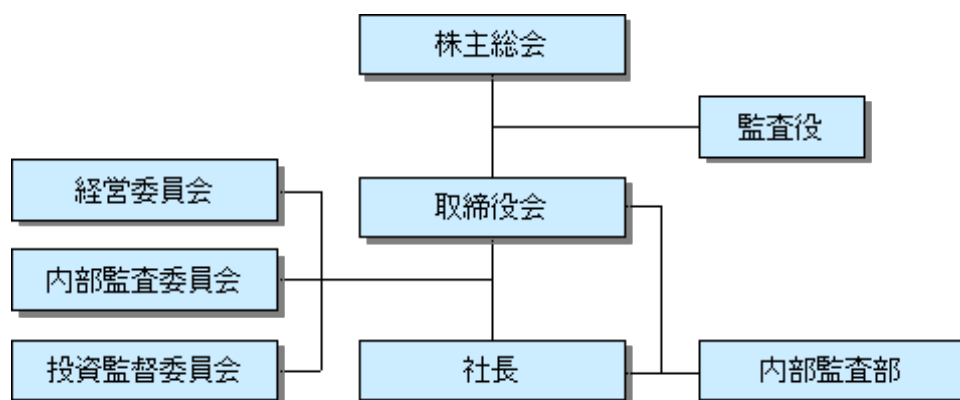
発行する株式の総数：8,000株

発行済株式の総数：6,400株

最近 5 年間ににおける主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

委託会社の業務運営の組織体系は以下のとおりです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する権限を保持し、執行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関として内部監査委員会をおきます。内部監査委員会は、取締役会に直属し、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。投資監督委員会は、運用管理に関する重要事項およびこれらについての基本方針の策定ならびに運用に関する評価を行います。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほかに、運用投資戦略部、マルチプロダクト・ファンド室およびオルタナティブ投資室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネージメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネージメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社の運用するファンド

2009年8月31日現在、委託会社が運用するファンドの種類別本数は以下のとおりです（マザーファンドを除き計101本）。純資産総額の合計は、マザーファンドを除き1,643,295,283,473円です。

（2009年8月31日現在）

ファンドの基本的性格	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託 / 国内株式型	29	356,695,181,998
追加型株式投資信託 / バランス型	33	628,131,339,936
追加型株式投資信託 / 国際株式型	14	162,540,623,963
追加型株式投資信託 / 派生商品型	8	19,041,572,532
追加型証券投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ	17	476,886,565,044
親投資信託	30	1,166,467,931,381

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第14期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		第13期 （平成20年 3 月31日現在）			第14期 （平成21年 3 月31日現在）		
資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			20,633,688			10,011,133	
有価証券			-			5,000,000	
支払委託金			26			25	
収益分配金		26			25		
前払費用			61,332			63,907	
前払金			-			178,141	
未収委託者報酬			1,954,533			1,238,764	
未収運用受託報酬			1,158,119			602,757	
未収収益	* 1		302,947			90,537	
未収還付法人税等			-			1,166,190	
未収消費税等			-			144,192	
立替金	* 1		238,533			177,919	
預け金			823,248			-	
繰延税金資産			704,568			209,183	
流動資産計			25,876,998	84.4		18,882,753	87.7
固定資産							
無形固定資産			250,829			191,869	
ソフトウェア		250,134			191,175		
その他の無形固定資産		694			694		
投資その他の資産			4,533,977			2,445,678	
投資有価証券		2,597,580			1,184,859		
長期差入保証金		25,000			-		
繰延税金資産		1,835,253			1,254,574		
その他の投資等		76,144			6,245		
固定資産計			4,784,806	15.6		2,637,548	12.3
資産合計			30,661,805	100.0		21,520,301	100.0

期別		第13期 （平成20年 3 月31日現在）			第14期 （平成21年 3 月31日現在）		
負債の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			4,267			2,843	
未払金			750,440			480,304	
未払収益分配金		47			73		
未払償還金		72			72		
未払手数料		749,178			480,159		
その他未払金		1,141			-		
未払費用	＊ 1		4,190,487			1,526,624	
前受収益			-			958	
役員賞与引当金			27,830			15,617	
未払法人税等			1,756,244			-	
未払消費税等			85,903			-	
流動負債計			6,815,172	22.2		2,026,349	9.4
固定負債							
長期未払費用	＊ 1		3,872,907			2,269,841	
長期借入金	＊ 1		5,000,000			-	
役員退職慰労引当金			900,990			774,132	
その他固定負債			650			650	
固定負債計			9,774,548	31.9		3,044,624	14.2
特別法上の準備金							
金融商品取引責任準備金			-			0	
特別法上の準備金計			-			0	0.0
負債合計			16,589,721	54.1		5,070,974	23.6

有価証券報告書（内国投

期別		第13期 （平成20年 3 月31日現在）			第14期 （平成21年 3 月31日現在）		
純資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			13,246,898			15,550,494	
その他利益剰余金		13,246,898			15,550,494		
繰越利益剰余金		13,246,898			15,550,494		
株主資本合計			14,126,898	46.1		16,430,494	76.3
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		54,814			18,832		
評価・換算差額等合計			54,814	0.2		18,832	0.1
純資産合計			14,072,083	45.9		16,449,327	76.4
負債・純資産合計			30,661,805	100.0		21,520,301	100.0

期別			第13期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日			第14期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日			
科目			注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業損益の部	営業収益		千円	千円	%	千円	千円	%
		委託者報酬			19,434,127			13,274,586	
		運用受託報酬	* 2		5,956,464			4,433,223	
		その他営業収益	* 2		1,738,458			1,221,154	
		営業収益計			27,129,050	100.0		18,928,964	100.0
		営業費用							
		支払手数料			8,188,620			6,269,299	
		広告宣伝費			385,347			201,682	
		調査費			1,697,104			1,550,486	
		調査費		124				1	
		委託調査費	* 2	1,696,980			1,550,484		
		委託計算費			318,677			262,581	
		営業雑経費			805,905			667,778	
		通信費		299,260			264,744		
		印刷費		475,240			368,837		
		協会費		31,404			34,196		
		営業費用計			11,395,655	42.0		8,951,829	47.3
		一般管理費							
		給料			6,869,229			4,654,254	
		役員報酬		435,616			18,004		
		給料・手当		2,763,612			2,666,694		
		賞与		1,916,804			317,205		
		株式従業員報酬	* 1,2	527,516			334,490		
		その他の報酬		1,225,680			1,317,859		
		交際費			55,152			34,974	
		寄付金			4,959			21,140	
		旅費交通費			287,861			175,670	
		租税公課			88,876			37,041	
		不動産賃借料			474,054			476,823	
		退職給付費用			1,370,867			107,546	
		役員退職慰労引当金繰入額			226,617			-	
		役員賞与引当金繰入額			53,415			-	
固定資産減価償却費			48,314			58,959			
事務委託費			474,596			379,680			
諸経費			795,655			570,468			
一般管理費計			10,749,601	39.6		6,516,558	34.4		
		営業利益			4,983,793	18.4		3,460,576	18.3

有価証券報告書（内国投

期別			第13期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日			第14期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日			
科目			注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業外損益の部	営業外収益	* 1, 2						
		有価証券分配金			78,024			-	
		受取利息			43,754			74,722	
		有価証券売却益			21			-	
		株式従業員報酬			464,384			758,109	
		役員退職慰労引当金戻入益			-			107,770	
		役員賞与引当金戻入益			-			630	
		雑益			648			100	
		営業外収益計			586,832	2. 2		941,333	5. 0
		営業外費用	* 2						
		支払利息			18,533			35,664	
		為替差損			119,113			85,114	
		投資有価証券売却損			-			406,355	
		雑損			-			2	
		営業外費用計		137,646	0. 5		527,136	2. 8	
経常利益					5,432,980	20. 0		3,874,773	20. 5

有価証券報告書（内国投資）

期別		第13期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日			第14期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日			
科目		注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
特別 損益 の部	特別利益							
	特別利益計			-	0.0		-	0.0
	特別損失							
	投資有価証券評価減			-			189,050	
	金融商品取引責任準備 金繰入額			-			0	
	特別損失計			-	0.0		189,051	1.0
税引前当期純利益				5,432,980	20.0		3,685,721	19.5
法人税、住民税及び事業税				3,074,404	11.3		356,586	1.9
法人税等調整額				833,483	3.1		1,025,538	5.4
当期純利益				3,192,059	11.8		2,303,596	12.2

（３）【株主資本等変動計算書】

第13期
（自平成19年４月１日 至平成20年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
平成19年３月31日残高	490,000	390,000	390,000	10,054,838	10,054,838	10,934,838	403	403	10,935,242
事業年度中の変動額									
当期純利益				3,192,059	3,192,059	3,192,059			3,192,059
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）						-	55,217	55,217	55,217
事業年度中の変動額合計	-	-	-	3,192,059	3,192,059	3,192,059	55,217	55,217	3,136,841
平成20年３月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,246,898	13,246,898	14,126,898	54,814	54,814	14,072,083

第14期
（自平成20年４月１日 至平成21年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
平成20年 3 月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,246,898	13,246,898	14,126,898	54,814	54,814	14,072,083
事業年度中の変動額									
当期純利益				2,303,596	2,303,596	2,303,596			2,303,596
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）						-	73,646	73,646	73,646
事業年度中の変動額合計	-	-	-	2,303,596	2,303,596	2,303,596	73,646	73,646	2,377,243
平成21年 3 月31日残高	490,000	390,000	390,000	15,550,494	15,550,494	16,430,494	18,832	18,832	16,449,327

重要な会計方針

区分	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得 原価（移動平均法による原価法）ないし 償却原価との評価差額については全部純 資産直入する方法によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっており ます。	その他有価証券 同左
2. 固定資産の減価償却の方 法	無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについて は、社内における利用可能期間（5年） に基づく定額法により償却しておりま す。	無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に 充てるため、支給見込額に基づき当事 業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社 内規に基づく期末要支給見積額を計上 しております。 (3) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権について は個別に回収可能性を勘案し、回収不 能見込額を計上しております。 -----	(1) 役員賞与引当金 同左 (2) 役員退職慰労引当金 同左 (3) 貸倒引当金 同左 (4) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備え るため、金融商品取引法第46条の5第 1項に基づく責任準備金を計上してお ります。

区分	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されており ます、ザ・ゴールドマン・サックス・グ ループ・インク株式に係る報酬につい ては、企業会計基準第8号「ストック ・オプション等に関する会計基準」及 び企業会計基準適用指針第11号「ス tock・オプション等に関する会計基 準の適用指針」に準じて、権利付与日 公正価値及び付与された株数に基づき 計算される費用を権利確定計算期間に わたり人件費（営業費用及び一般管理 費）として処理しております。また、ザ ・ゴールドマン・サックス・グループ ・インクおよびゴールドマン・サック ス・ジャパン・ホールディングス有限 会社との契約に基づき当社が負担す る、権利付与日以降の株価の変動によ り発生する損益については営業外損益 として処理しております。 (2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、 税抜方式によっております。	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 同左 (2) 消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

区分	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
貸借対照表の未収入金に関する表示方法の変更	関係会社からの収益の振替に伴う未収勘定は、前期まで「未収入金」として表示しておりましたが、当期より「未収収益」として表示しております。	-----
貸借対照表の未収収益に関する表示方法の変更	運用受託報酬の未収勘定は、前期まで「未収収益」として表示しておりましたが、当期より「未収運用受託報酬」として表示しております。	-----
損益計算書の営業収益に関する表示方法の変更	運用受託報酬は、前期まで「その他営業収益」に含めて表示しておりましたが、当期より「運用受託報酬」として区分掲記しております。	-----
損益計算書の事務委託費に関する表示方法の変更	国内関係会社との兼務従業員の人件費等は、前期まで「事務委託費」に含めて表示しておりましたが、当期より「その他の報酬」として表示しております。	-----
損益計算書の委託調査費に関する表示方法の変更	関係会社から振り替えられる収益の一部は、前期まで「委託調査費」として純額で表示しておりましたが、当期より「運用受託報酬」として総額で表示しております。	-----

注記事項

（貸借対照表関係）

第13期 （平成20年3月31日現在）	第14期 （平成21年3月31日現在）																														
* 1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 <table> <tr> <td>流動資産</td><td></td></tr> <tr> <td> 未収収益</td><td>384,791千円</td></tr> <tr> <td> 立替金</td><td>55,413千円</td></tr> <tr> <td>流動負債</td><td></td></tr> <tr> <td> 未払費用</td><td>123,493千円</td></tr> <tr> <td>固定負債</td><td></td></tr> <tr> <td> 長期借入金</td><td>5,000,000千円</td></tr> <tr> <td> 長期未払費用</td><td>426,847千円</td></tr> </table>	流動資産		未収収益	384,791千円	立替金	55,413千円	流動負債		未払費用	123,493千円	固定負債		長期借入金	5,000,000千円	長期未払費用	426,847千円	* 1 関係会社項目 同左 <table> <tr> <td>流動資産</td><td></td></tr> <tr> <td> 未収収益</td><td>98,024千円</td></tr> <tr> <td> 立替金</td><td>77,798千円</td></tr> <tr> <td>流動負債</td><td></td></tr> <tr> <td> 未払費用</td><td>217,717千円</td></tr> <tr> <td>固定負債</td><td></td></tr> <tr> <td> 長期未払費用</td><td>86,468千円</td></tr> </table>	流動資産		未収収益	98,024千円	立替金	77,798千円	流動負債		未払費用	217,717千円	固定負債		長期未払費用	86,468千円
流動資産																															
未収収益	384,791千円																														
立替金	55,413千円																														
流動負債																															
未払費用	123,493千円																														
固定負債																															
長期借入金	5,000,000千円																														
長期未払費用	426,847千円																														
流動資産																															
未収収益	98,024千円																														
立替金	77,798千円																														
流動負債																															
未払費用	217,717千円																														
固定負債																															
長期未払費用	86,468千円																														

（損益計算書関係）

第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																								
* 1 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますが、ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。 * 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 <table> <tr><td>営業収益</td><td></td></tr> <tr><td>運用受託報酬</td><td>1,235,724千円</td></tr> <tr><td>その他営業収益</td><td>1,738,458千円</td></tr> <tr><td>営業費用</td><td></td></tr> <tr><td>委託調査費</td><td>1,666,202千円</td></tr> <tr><td>株式従業員報酬</td><td>114,904千円</td></tr> <tr><td>営業外収益</td><td></td></tr> <tr><td>株式従業員報酬</td><td>270,489千円</td></tr> <tr><td>営業外費用</td><td></td></tr> <tr><td>支払利息</td><td>18,533千円</td></tr> </table>	営業収益		運用受託報酬	1,235,724千円	その他営業収益	1,738,458千円	営業費用		委託調査費	1,666,202千円	株式従業員報酬	114,904千円	営業外収益		株式従業員報酬	270,489千円	営業外費用		支払利息	18,533千円	* 1 株式従業員報酬 同左 * 2 関係会社項目 同左 <table> <tr><td>営業収益</td><td></td></tr> <tr><td>運用受託報酬</td><td>1,147,752千円</td></tr> <tr><td>その他営業収益</td><td>1,221,154千円</td></tr> <tr><td>営業費用</td><td></td></tr> <tr><td>委託調査費</td><td>1,550,484千円</td></tr> <tr><td>株式従業員報酬</td><td>10,698千円</td></tr> <tr><td>営業外収益</td><td></td></tr> <tr><td>株式従業員報酬</td><td>221,263千円</td></tr> <tr><td>営業外費用</td><td></td></tr> <tr><td>支払利息</td><td>35,664千円</td></tr> </table>	営業収益		運用受託報酬	1,147,752千円	その他営業収益	1,221,154千円	営業費用		委託調査費	1,550,484千円	株式従業員報酬	10,698千円	営業外収益		株式従業員報酬	221,263千円	営業外費用		支払利息	35,664千円
営業収益																																									
運用受託報酬	1,235,724千円																																								
その他営業収益	1,738,458千円																																								
営業費用																																									
委託調査費	1,666,202千円																																								
株式従業員報酬	114,904千円																																								
営業外収益																																									
株式従業員報酬	270,489千円																																								
営業外費用																																									
支払利息	18,533千円																																								
営業収益																																									
運用受託報酬	1,147,752千円																																								
その他営業収益	1,221,154千円																																								
営業費用																																									
委託調査費	1,550,484千円																																								
株式従業員報酬	10,698千円																																								
営業外収益																																									
株式従業員報酬	221,263千円																																								
営業外費用																																									
支払利息	35,664千円																																								

（株主資本等変動計算書関係）

第13期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

第14期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

（退職給付関係）

第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を採用しておりません。 2 退職給付費用に関する事項 損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付費用負担金相当額を、退職給付費用として計上しております。	1 採用している退職給付制度の概要 同左 2 退職給付費用に関する事項 同左

（リース取引関係）

第13期 （自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）	第14期 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日）
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

（有価証券関係）

第13期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)					第14期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)				
1 . その他有価証券で時価のあるもの					1 . その他有価証券で時価のあるもの				
区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)	区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	投資信託 受益証券	2,690,000	2,597,580	92,420	貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託 受益証券	1,008,026	1,039,779	31,752
					貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	投資信託 受益証券	145,079	145,079	-
					合計		1,153,105	1,184,859	31,752
					(注) 当事業年度において、投資有価証券について、 189,050千円減損処理を行っております。				
					2 . 当事業年度中に売却したその他有価証券				
					売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)		売却損の合計額 (千円)	
					1,942,487	10,044		416,399	
					3 . 時価評価されていない主な有価証券の内容				
					貸借対照表計上額 (千円)				
					その他有価証券 コマーシャル・ ペーパー	5,000,000			
					4 . その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有 目的の債券の今後の償還予定額				
					1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)	
					コマーシャル ・ ペーパー	5,000,000	-	-	-

（デリバティブ取引関係）

第13期 （自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）	第14期 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

（税効果会計関係）

第13期 （自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）	第14期 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日）																																																
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>未払費用</td><td>505,417 千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>121,258</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>77,892</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>704,568</td></tr> </table> <table> <tr> <td>長期未払費用</td><td>1,459,399</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td><td>289,736</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>86,117</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>1,835,253</td></tr> <tr> <td></td><td>2,539,821 千円</td></tr> </table>	未払費用	505,417 千円	未払事業税	121,258	その他	77,892	小計	704,568	長期未払費用	1,459,399	役員退職慰労引当金	289,736	その他	86,117	小計	1,835,253		2,539,821 千円	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産（流動資産） <table> <tr> <td>未払費用</td><td>240,294 千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>50,980</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>291,274</td></tr> </table> 繰延税金負債（流動負債） <table> <tr> <td>未収事業税</td><td>82,091</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>82,091</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>209,183</td></tr> </table> 繰延税金資産（固定資産） <table> <tr> <td>長期未払費用</td><td>827,893</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td><td>315,022</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価減</td><td>76,931</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>47,648</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>1,267,494</td></tr> </table> 繰延税金負債（固定負債） <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>12,920</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>12,920</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>1,254,574</td></tr> <tr> <td></td><td>1,463,757 千円</td></tr> </table>	未払費用	240,294 千円	その他	50,980	小計	291,274	未収事業税	82,091	小計	82,091	繰延税金資産の純額	209,183	長期未払費用	827,893	役員退職慰労引当金	315,022	投資有価証券評価減	76,931	その他	47,648	小計	1,267,494	その他有価証券評価差額金	12,920	小計	12,920	繰延税金資産の純額	1,254,574		1,463,757 千円
未払費用	505,417 千円																																																
未払事業税	121,258																																																
その他	77,892																																																
小計	704,568																																																
長期未払費用	1,459,399																																																
役員退職慰労引当金	289,736																																																
その他	86,117																																																
小計	1,835,253																																																
	2,539,821 千円																																																
未払費用	240,294 千円																																																
その他	50,980																																																
小計	291,274																																																
未収事業税	82,091																																																
小計	82,091																																																
繰延税金資産の純額	209,183																																																
長期未払費用	827,893																																																
役員退職慰労引当金	315,022																																																
投資有価証券評価減	76,931																																																
その他	47,648																																																
小計	1,267,494																																																
その他有価証券評価差額金	12,920																																																
小計	12,920																																																
繰延税金資産の純額	1,254,574																																																
	1,463,757 千円																																																
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>40.69 %</td></tr> <tr> <td>（調整）</td><td></td></tr> <tr> <td>役員賞与等永久に損金に算入されない項目</td><td>3.12</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.06</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>37.49 %</td></tr> </table>	法定実効税率	40.69 %	（調整）		役員賞与等永久に損金に算入されない項目	3.12	その他	0.06	税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.49 %																																						
法定実効税率	40.69 %																																																
（調整）																																																	
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	3.12																																																
その他	0.06																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.49 %																																																
3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。	3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。																																																
4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響 平成20年4月30日に「地方法人特別税等に関する暫定措置法」が公布され、事業税の所得割の標準税率が下げられました。この変更による翌事業年度における財務諸表に与える影響は軽微であります。	4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響 該当事項はありません。																																																

（関連当事者との取引）

第13期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)											
親会社及び法人主要株主等											
属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ザ・ゴール ドマン・ サック ス・グ ループ・ インク	アメリ カ 合衆国 ニュー ヨーク 市	12,408 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	-	株式従 業員報 酬の配 賦 資金の 援助	営業費用及び 一般管理費 （注 1）	114,904	未払費用	123,493
								株式従業員報 酬（注 1）	270,489	長期借 入金	5,000,000
								資金の借入 （注 2）	5,000,000	長期未 払費用	426,847
								利息の支払 （注 2）	18,533		
親会社	ゴールド マン・ サックス ・アセッ ト・マネ ジメント ・エル・ ビー	アメリ カ 合衆国 ニュー ヨーク 市	270 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	-	投資助 言	運用受託報酬 （注 3）	1,235,724	未収収 益	384,791
								その他営業収 益（注 3）	1,738,458		
								委託調査費の 支払（注 3）	1,666,202		

取引条件及び取引条件の決定方針等
(注 1) 持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。
(注 2) 親会社からの資金の借入れについては、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間 2 年としております。
なお担保は差し入れておりません。
(注 3) 運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

第13期
（自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス 証券株式 会社	東京都 港区	83,616 百万円	金融商品取 引業	-	-	業務委 託	支払手数料	496,038	未払手 数料	47,322
								兼務従業員の 人件費等の支 払（注1）	1,121,058	未払費 用	112,477
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・ジャパ ン・ホー ルディン グス有限 会社	東京都 港区	100,000 千円	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事・総 務・施設管 理業務受託	-	-	従業員 出向受 入等	出向者に関す る人件費等の 負担金（注2）		未払費 用	2,991,784
								営業費用及 び一般管理 費	7,250,898	長期未 払費用	3,342,911
								株式従業員 報酬	170,066		
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・アンド ・カンパ ニー	アメリ カ合衆 国ニュー ヨーク 市	6,247 百万ドル	証券業	-	-	現金の 預託	受取利息	23	預け金	823,248
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・グロー バル・サ ービス・ リミテ ッド	ケイマ ン諸島	25 百万ドル	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事業務 受託	-	-	従業員 出向受 入	出向者に関す る人件費等の 負担金（注2）		未払費 用	375,438
								営業費用及 び一般管理 費	548,135		
								株式従業員 報酬	20,069		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

（注2）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社（以下G S J H）または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービス・リミテッド（以下G S 2 L）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はG S J H、G S 2 Lより行われております。

但し、これらの費用はG S J H、G S 2 Lより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはG S J H、G S 2 Lに対する債務として処理しております。

第14期
（自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日）

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク市	25,762 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	-	株式従業員報酬の配賦 資金の援助	営業費用及び一般管理費（注1）	10,698	未払費用	217,717
								株式従業員報酬（注1）	221,263	長期未払費用	86,468
								資金の借入の償還（注2）	5,000,000	立替金	77,798
								利息の支払（注2）	35,664		
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク市	255 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	-	投資助言	運用受託報酬（注3）	1,147,752	未収収益	98,024
								その他営業収益（注3）	1,221,154		
								委託調査費の支払（注3）	1,550,484		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

（注2）親会社からの資金の借入れについては、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間2年としておりますが、2009年1月に期限前返済を行いました。

なお担保は差し入れておりませんでした。

（注3）運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第14期
（自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス 証券株式 会社	東京都 港区	83,616 百万円	金融商品取 引業	-	-	業務委 託 有価証 券の購 入	支払手数料 兼務従業員の 人件費等の支 払（注１） 受取利息	282,509 1,201,322 32,240	未払手 数料 未払費 用 有価証 券 前受収 益	28,275 73,184 5,000,000 958
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・ジャパ ン・ホー ルディン グス有限 会社	東京都 港区	100,000 千円	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事・総 務・施設管 理業務受託	-	-	従業員 出向受 入等	出向者に関す る人件費等の 負担金 （注２） 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	 5,125,065 492,472	未払費 用 長期未 払費用	379,583 2,351,758
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・バンク ・USA	アメリ カ合衆国 ユタ州	2 百万ドル	銀行業	-	-	現金の 預入	受取利息	41,779	現金・ 預金 未収収 益	513,452 305
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・グロー バル・サ ービス・ リミテ ッド	ケイマ ン諸島	10 百万ドル	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ事業務 受託	-	-	従業員 出向受 入	出向者に関す る人件費等の 負担金 （注２） 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	 83,053 42,982	未払費 用 長期未 払費用	239,372 32,982

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

（注２）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社（以下GSJH）または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービス・リミテッド（以下GS2L）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJH、GS2Lより行われております。

但し、これらの費用はGSJH、GS2Lより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJH、GS2Lに対する債務として処理しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）

（１株当たり情報）

第13期 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）		第14期 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）	
１株当たり純資産額	2,198,763円08銭	１株当たり純資産額	2,570,207円43銭
１株当たり当期純利益金額	498,759円23銭	１株当たり当期純利益金額	359,937円01銭
損益計算書上の当期純利益	3,192,059千円	損益計算書上の当期純利益	2,303,596千円
１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	3,192,059千円	１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	2,303,596千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載していません。		同左	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。) 又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。) と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 投資顧問会社

（2008年11月末日現在）

名称	資本の額	事業の内容
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー （G S A Mニューヨーク）	255.1百万米ドル (24,372百万円。 1米ドル=95.54円)	G S A Mニューヨークは、米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(2) 受託銀行

（2009年3月末日現在）

名称	資本の額	事業の内容
日興シティ信託銀行株式会社	20,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(3) 販売会社

（2009年3月末日現在）

名称	資本の額	事業の内容
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。
株式会社新生銀行	476,296百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(注)本ファンドの取得申込および一部解約の申込みについては2009年2月13日をもって終了しております。

2【関係業務の概要】

(1) 投資顧問会社

G S A Mニューヨークは本ファンドの投資顧問会社であり、本ファンドに関し、委託会社より信託財産の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断・発注等を行っています。

(2) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(3) 販売会社

本ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 投資顧問会社

G S A Mニューヨークおよび委託会社はいずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。G S A Mニューヨークは、委託会社の発行済株式総数の99%を所有する親会社です。

(2) 受託銀行

該当事項はありません。

(3) 販売会社

ゴールドマン・サックス証券株式会社および委託会社は、いずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。その他は該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出した書類は以下のとおりです。

2009年 2 月20日	臨時報告書
2009年 2 月20日	有価証券届出書の訂正届出書
2009年 3 月31日	臨時報告書
2009年 4 月15日	有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年 2 月26日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドの平成20年7月24日から平成21年1月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドの平成21年1月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月24日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年 8月26日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドの平成21年1月23日から平成21年7月23日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドの平成21年7月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月27日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員	公認会計士	大畑 茂
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。